

包括外部監査結果報告書  
及び報告に添えて提出する意見書  
(平成22年度)

概要版

特別会計における事務の執行及び事業の管理

平成23年 3月22日

久留米市包括外部監査人

江頭 章二

# 第1章 監査の概要

## 第1 監査期間

平成22年6月30日から平成23年3月31日まで

## 第2 監査人

久留米市包括外部監査人	江頭章二 (公認会計士)
同補助者	江上英介 (公認会計士試験合格者)
同補助者	大石昌彦 (弁護士)
同補助者	木下文雄 (公認会計士)
同補助者	黒岩延峰 (公認会計士)
同補助者	黒岩延時 (公認会計士)
同補助者	寺島義道 (公認会計士)
同補助者	永松雄一郎 (税理士)
同補助者	福田有史 (公認会計士)
同補助者	松尾英二 (公認会計士)

## 第3 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく監査

## 第4 選定した特定の事件

特別会計における事務の執行及び事業の管理

## 第5 事件選定の理由

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において条例で設置されるものである（地方自治法209条第2項）。

特別会計とは、国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行なわれる会計のことをいう。略称は「特会」。

特別会計ごとに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。単一予算主義の原則とは、国・地方公共団体の会計について、すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則をいう。しかし、特定の歳入（特定の税収・登記印紙などの特定財源、財政投融资資金、特別公債・政府証券など）をもって特定の事業を行う場合、この原則に固執すると、かえって個々の事業の収支損益や資金管理などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。もっとも、一般会計から特別会計への繰り入れもあるため、完全に独立しているわけではない。

一方、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立したため、毎年度実質赤字比率等の健全化判断比率を公表することになった。このため特別会計の事務の執行及び業務の管理の重要性が高まった。

久留米市においては、平成22年度現在で国民健康保険事業、競輪事業、老人保健事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など全部で14の特別会計が設置されている。

久留米市行政改革行動計画では、(1)財政構造改善への取組・アクションプログラム③特別会計健全化の推進において、《主な取組項目》として

- 1) 国民健康保険料の収納率向上
- 2) 市場管理手法の見直し
- 3) 下水道事業の企業会計移行
- 4) 下水道汚泥処理経費の削減

が掲げられている。

また、久留米市の平成20年度決算によれば、一般会計歳入決算額112,472百万円に対し特別会計の歳入決算額は平成20年度に設置した後期高齢者医療事業など3事業の歳入額3,651百万円を含めても91,751百万円となり、平成16年度から19年度まで毎年伸びていた歳入が21%弱も減少している。この主な要因は、平成18年の医療制度改革により、従来の老人保健医療制度（老人保健事業特別会計）に代わり、平成20年度より後期高齢者医療制度（後期高齢者医療事業特別会計）が実施されたものであるが、依然として一般会計に比肩しうる事業規模を有している。

以上の視点により特別会計の内容を吟味し、合理性、効率性、必要性の観点から監査し、収支状況等を検討することは有意義であると判断し、特別会計を特定の事件として選定した。

## 第6 外部監査の方法

### I 対象とした特別会計

久留米市では平成22年4月1日現在14の特別会計があるが、平成22年度の当初予算で1億円未満かつ相対的に重要性が低い住宅新築資金等貸付事業、市営駐車場事業、老人保健事業、簡易水道事業及び地方卸売市場事業を除く次に掲げる9の特別会計を監査対象とした。

- ・国民健康保険事業
- ・競輪事業
- ・中央卸売市場事業
- ・下水道事業
- ・介護保険事業
- ・農業集落排水事業
- ・特定地域生活排水処理事業
- ・後期高齢者医療事業
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業

### II 外部監査の要点

- ① 各特別会計の概要把握
- ② 予算及び事業計画は合理的に策定されているか
- ③ 各事業の経営管理運営の効率性、健全性は保たれているか
- ④ 情報開示、情報セキュリティ対策は妥当か
- ⑤ 一般会計からの繰入金の基準及び支出額は妥当か
- ⑥ 事業収入の賦課業務、収入事務は適法かつ適正か
- ⑦ 各事業の収納率向上のための制度に問題点はないか
- ⑧ 各事業の収納率向上対策実施計画に問題点はないか
- ⑨ 各事業の滞納整理組織と体制に問題はないか
- ⑩ 滞納整理マニュアルは整備されているか、またマニュアルに問題はないか
- ⑪ 滞納整理業務は妥当か
- ⑫ 収入未済の債権管理は適法になされているか
- ⑬ 不納欠損処理は適切になされているか
- ⑭ 延滞金の徴収及び減免は適法に行われているか
- ⑮ その他改善状況の確認

### III 実施した監査手続

各特別会計の概要を把握するため、所管部局に対し文書による質問書を送付し回答を入手するとともにヒアリングを実施した。

さらに主として次に掲げるような監査手続を実施したが、詳細は各監査報告各論において記載している。

- ① 担当者にヒアリング、関係資料の照合検討
- ② 予算と決算の差異分析とその内容検討
- ③ 文書による質問
- ④ 実施計画書の内容の適切性、実効性の検討
- ⑤ 口座振替、コンビニ収納、休日夜間納付相談日、納付指導員などの収納率向上対策の問題点検討
- ⑥ 滞納整理組織の人員体制、能力基盤、機動力の検討
- ⑦ 明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているかの検討
- ⑧ 不納欠損処理案件の検討
- ⑨ 条例等を参照し、適法性を検討
- ⑩ 現場視察
- ⑪ 類似団体等との比較
- ⑫ 一般会計繰入金、繰出金の検討
- ⑬ その他監査人が必要と認めた監査手続

#### IV 監査の対象期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度にも及ぶことにした。

#### 第7 利害関係

包括外部監査人及び補助者らは、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 久留米市の特別会計の状況

### 久留米市の特別会計（公営企業会計を除く）について

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分される。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる（地方自治法第209条）。

久留米市では、この規程により「久留米市特別会計設置条例」において事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置しているが、平成22年4月1日現在ではその数は14会計である。

各特別会計の過去5年間の歳入・歳出規模は次ページの表のとおりである。

決算規模の推移は、平成17年度から平成19年までは拡大しているが、平成20年度以降は後期高齢者医療事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、産業団地整備事業特別会計の3事業特別会計が加わったにもかかわらず、老人保険事業特別会計の大幅な減額により縮小している。この規模の縮小により、毎年拡大している一般会計の決算規模と逆転する結果となった。しかし、この様な中でも、一般会計繰入金があるものの、特別会計合計額は10億円から20億円の収入超過で推移している。

# 決算規模の推移

(単位：千円、%)

区	分		平成17年度	伸率	平成18年度	伸率	平成19年度	伸率	平成20年度	伸率	平成21年度	伸率
	歳入	歳出										
一般会計	歳入	歳出	101,899,240	-1.5	102,575,300	0.7	104,579,807	2.0	112,472,223	7.5	122,595,036	9.0
	歳入	歳出	100,558,063	-1.3	101,123,349	0.6	103,203,249	2.1	108,194,107	4.8	120,674,655	11.5
国民健康保険事業	歳入	歳出	30,221,727	20.8	33,690,100	11.5	37,496,879	11.3	33,841,397	-9.7	34,806,560	2.9
	歳入	歳出	30,106,854	21.7	32,666,367	8.5	37,321,574	14.3	33,745,327	-9.6	33,892,385	0.4
競輪事業	歳入	歳出	15,404,099	-3.8	15,519,001	0.7	14,776,319	-4.8	17,726,163	20.0	11,745,291	-33.7
	歳入	歳出	14,911,673	-4.7	14,994,897	0.6	14,348,738	-4.3	17,266,237	20.3	11,352,501	-34.3
中央卸売市場事業	歳入	歳出	352,447	23.9	264,479	-25.0	269,456	1.9	271,183	0.6	505,523	86.4
	歳入	歳出	343,571	24.5	252,495	-26.5	258,293	2.3	258,905	0.2	418,303	61.6
住宅新築資金等貸付事業	歳入	歳出	75,123	10.6	73,375	-2.3	61,168	-16.6	60,476	-1.1	61,241	1.3
	歳入	歳出	62,013	21.5	48,050	-22.5	35,059	-27.0	42,232	20.5	12,196	-71.1
下水道事業	歳入	歳出	11,569,499	14.8	10,954,943	-5.3	15,213,157	38.9	13,764,777	-9.5	13,275,858	-3.6
	歳入	歳出	11,309,606	14.5	10,724,345	-5.2	15,094,085	40.7	13,634,430	-9.7	13,125,374	-3.7
市営駐車場事業	歳入	歳出	40,353	-35.8	38,584	-4.4	35,879	-7.0	4,990	-86.1	8,247	65.3
	歳入	歳出	30,779	-41.8	29,200	-5.1	32,457	11.2	1,636	-95.0	4,893	199.1
老人保健事業	歳入	歳出	30,747,634	22.8	29,733,704	-3.3	29,525,710	-0.7	3,036,144	-89.7	284,313	-90.6
	歳入	歳出	30,723,518	24.1	29,663,991	-3.4	29,520,698	-0.5	2,799,918	-90.5	26,995	-99.0
介護保険事業	歳入	歳出	15,845,971	39.8	17,195,451	8.5	18,060,607	5.0	18,958,301	5.0	19,401,082	2.3
	歳入	歳出	15,738,895	40.2	16,840,056	7.0	17,550,721	4.2	18,387,995	4.8	19,101,819	3.9
簡易水道事業	歳入	歳出	37,138	3,319.7	12,609	-66.0	11,003	-12.7	10,582	-3.8	11,144	5.3
	歳入	歳出	37,047	3,317.6	12,540	-66.2	10,945	-12.7	10,507	-4.0	11,063	5.3
地方卸売市場事業	歳入	歳出	20,936	-4.4	25,800	23.2	17,375	-32.7	18,400	5.9	11,556	-37.2
	歳入	歳出	16,150	-19.3	18,863	16.8	11,013	-41.6	13,332	21.1	3,912	-70.7
農業集落排水事業	歳入	歳出	225,059	99.0	199,721	-11.3	202,980	1.6	205,886	1.4	198,776	-3.5
	歳入	歳出	193,404	100.0	174,835	-9.6	181,431	3.8	179,727	-0.9	173,914	-3.2
特定地域生活排水処理事業	歳入	歳出	276,377	18.2	271,312	-1.8	229,522	-15.4	201,835	-12.1	178,400	-11.6
	歳入	歳出	241,259	15.6	234,827	-2.7	205,999	-12.3	183,259	-11.0	169,986	-7.2
後期高齢者医療事業	歳入	歳出							2,887,389	皆増	3,030,010	4.9
	歳入	歳出							2,811,472	皆増	2,967,643	5.6
母子寡婦福祉資金貸付事業	歳入	歳出							149,809	皆増	141,984	-5.2
	歳入	歳出							92,135	皆増	93,793	1.8
産業団地整備事業	歳入	歳出							613,545	皆増	754,618	23.0
	歳入	歳出							613,449	皆増	754,618	23.0
ガス事業清算	歳入	歳出									7,808,032	皆増
	歳入	歳出									7,808,032	皆増
計	歳入	歳出	104,816,363	18.7	107,979,079	3.0	115,900,055	7.3	91,750,877	-20.8	92,222,635	0.5
	歳入	歳出	103,714,769	19.3	105,660,466	1.9	114,571,013	8.4	90,040,561	-21.4	89,917,427	-0.1
合計	歳入	歳出	206,715,603	7.8	210,554,379	1.9	220,479,862	4.7	204,223,100	-7.4	214,817,671	5.2
	歳入	歳出	204,272,832	8.2	206,783,815	1.2	217,774,262	5.3	198,234,668	-9.0	210,592,082	6.2

# 第1 特別会計の概要

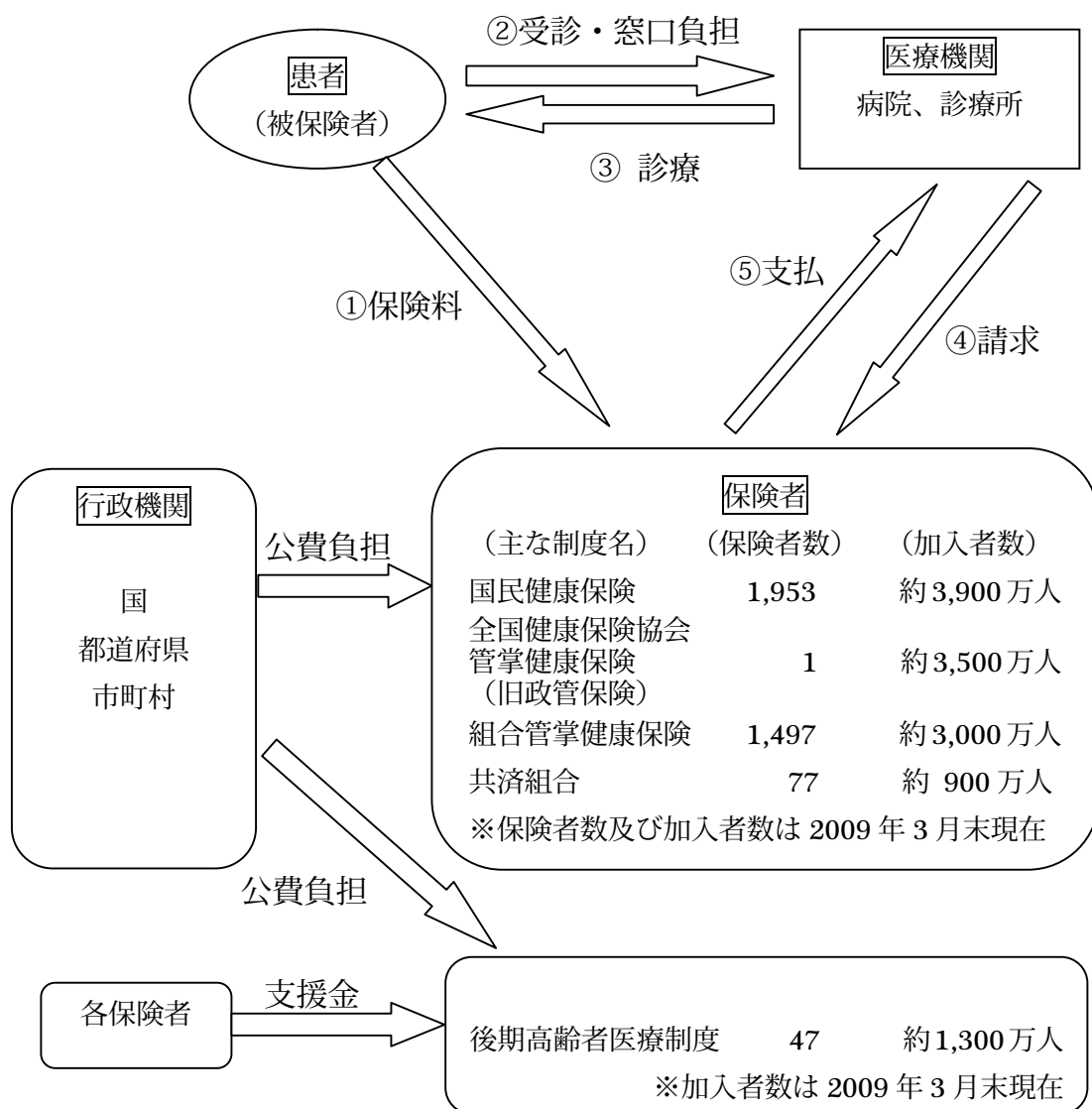
## I 国民健康保険事業特別会計

### 1. 公的医療保険制度の概要

我が国の公的医療保険は国民皆保険制度を原則としており、国民の全員がいずれかの保険制度に加入することが義務づけられている。

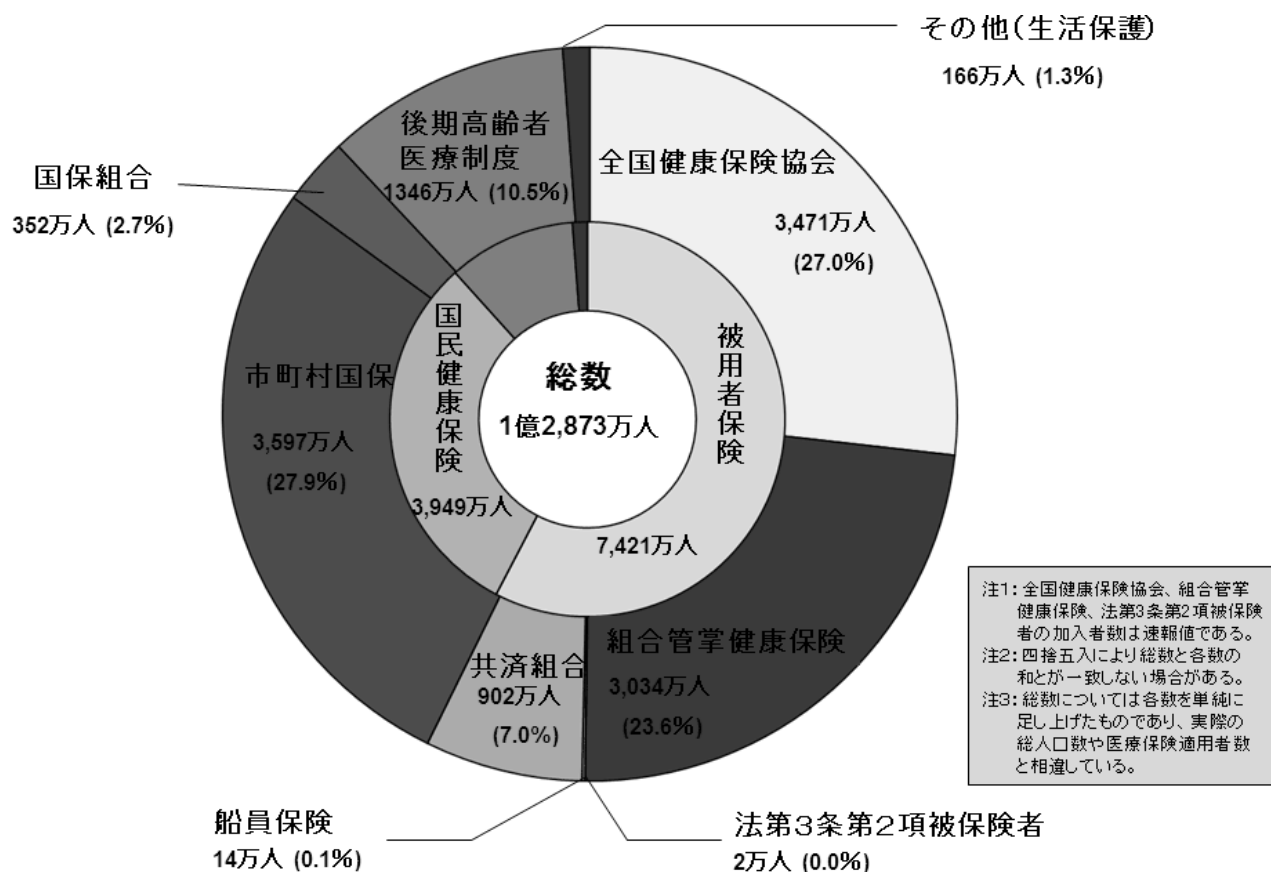
公的医療保険制度は、会社員・公務員を対象とする各種の「被用者保険」とそのいずれにも加入していない農業者や自営業者、無職者等の一般住民を対象とした地域保険としての「国民健康保険」に大別される。これに加えて75歳以上（65歳以上であって、一定程度以上の障害のある者を含む。）の後期高齢者を対象として、その心身の特性や生活実態等を踏まえて後期高齢者医療制度が平成20年度に独立した医療制度として新たに創設されている。

### 【医療保険制度】





【医療保険制度の加入状況(平成21年3月末現在)】



(資料：厚生労働省ホームページより)

生活保護者は保険料の負担能力もないと認められるし、生活保護法による医療扶助が受けられるため、適用除外となっている。

## 2. 久留米市国民健康保険事業の概要

### (1) 制度的枠組み

#### ア. 経緯

現行の国民健康保険制度は昭和33年12月に国民健康保険法が制定され、昭和34年1月に施行、昭和36年4月1日よりすべての市町村等に、国民健康保険事業の実施が義務づけられた被用者保険の対象とならない者を強制的に被保険者とする制度であり、これにより国民皆保険制度が達成された。久留米市の国民健康保険事業はそれよりも古く昭和23年1月1日より発足して実施されている。

#### イ. 目的

国民健康保険法（以下「法」という。）及び久留米市国民健康保険条例（以下「条例」という。）に基づき被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、被保険者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として運営している。

## (2) 被保険者の状況

### 【国保加入状況（年度末現在）】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全市世帯数(世帯)	115,922	117,301	118,315	119,352	120,471
国保加入世帯数(世帯)	57,028	57,317	57,442	45,358	45,095
加入率	49.2%	48.9%	48.6%	38.0%	37.4%
全市人口(人)	304,989	304,785	303,721	303,233	302,964
国保被保険者数(人)	112,996	111,970	110,303	84,169	82,887
加入率	37.0%	36.7%	36.3%	27.8%	27.4%

平成20年度より後期高齢者医療制度の導入により、75歳以上の老人医療受給対象者が後期高齢者医療制度に加入したため減少している。

## (3) 保険料の状況

国保事業に要する費用は国庫負担金等の公費で賄われる部分を除いて、保険料で賄われるのが原則であるから保険者が保険料を徴収しなければならない。保険者が市町村の場合は国民健康保険料又は国民健康保険税を世帯主から徴収する。保険料で徴収するか保険税で徴収するかは市町村が選択できる。久留米市の場合は合併前の旧久留米市については制度発足時には保険税方式を採用していたが、平成元年度に保険料方式に改められている。平成17年2月5日の田主丸町・北野町・城島町・三潴町との合併時に旧1市4町で料率の異なる不均一賦課を実施している。その後、平成18年4月1日と平成20年4月1日に保険料率の改定と賦課限度額の改定が行われている。そして平成22年4月1日には旧1市4町の不均一賦課を見直し保険料の統一が行われるとともに賦課限度額の引き上げが国の基準限度額に合わせて行われている。

## (4) 給付の状況

## 療養諸費費用額の推移

	年度	療養の給付			療養費等			療養諸費		
		件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比
一般	17	768,845	17,863,893,278	1.052	18,967	181,021,823	1.092	787,812	18,044,915,101	1.052
	18	767,414	17,775,411,796	0.995	20,021	191,879,787	1.060	787,435	17,967,291,583	0.996
	19	811,085	18,771,663,567	1.056	21,149	211,317,961	1.101	832,234	18,982,981,528	1.057
	20	1,116,138	25,137,114,673	1.339	28,091	288,130,583	1.363	1,144,229	25,425,245,256	1.339
	21	1,154,542	25,874,458,091	1.029	29,929	288,052,739	1.000	1,184,471	26,162,510,830	1.029
退職	17	301,125	6,636,806,294	1.123	5,701	68,880,808	1.167	306,826	6,705,687,102	1.124
	18	352,568	7,537,942,072	1.136	6,905	82,335,058	1.195	359,473	7,620,277,130	1.136
	19	397,822	8,523,420,998	1.131	8,115	93,033,872	1.130	405,937	8,616,454,870	1.131
	20	86,795	2,006,455,908	0.235	2,655	27,489,297	0.295	89,450	2,033,945,205	0.236
	21	63,503	1,595,253,123	0.795	1,298	12,210,591	0.444	64,801	1,607,463,714	0.790
小計	17	1,069,970	24,500,699,572	1.070	24,668	249,902,631	1.112	1,094,638	24,750,602,203	1.071
	18	1,119,982	25,313,353,868	1.033	26,926	274,214,845	1.097	1,146,908	25,587,568,713	1.034
	19	1,208,907	27,295,084,565	1.078	29,264	304,351,833	1.110	1,238,171	27,599,436,398	1.079
	20	1,202,933	27,143,570,581	0.994	30,746	315,619,880	1.037	1,233,679	27,459,190,461	0.995
	21	1,218,045	27,469,711,214	1.012	31,227	300,263,330	0.951	1,249,272	27,769,974,544	1.011
老人	17	726,417	26,266,408,781	1.006	12,942	210,753,886	0.983	739,359	26,477,162,667	1.005
	18	712,611	25,505,718,951	0.971	12,447	198,430,726	0.942	725,058	25,704,149,677	0.971
	19	719,622	25,789,506,037	1.011	12,897	208,225,816	1.049	732,519	25,997,731,853	1.011
	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	1,796,387	50,767,108,353	1.036	37,610	460,656,517	1.049	1,833,997	51,227,764,870	1.036
	18	1,832,593	50,819,072,819	1.001	39,373	472,645,571	1.026	1,871,966	51,291,718,390	1.001
	19	1,928,529	53,084,590,602	1.045	42,161	512,577,649	1.084	1,970,690	53,597,168,251	1.045
	20	1,202,933	27,143,570,581	0.511	30,746	315,619,880	0.616	1,233,679	27,459,190,461	0.512
	21	1,218,045	27,469,711,214	1.012	31,227	300,263,330	0.951	1,249,272	27,769,974,544	1.011

※療養の給付は3月～2月ベース、療養費等は4月～3月ベース

## (5) 国民健康保険事業特別会計の状況

## 久留米市国民健康保険事業特別会計の収支状況

## 収支状況

(単位：千円)

項目		年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
歳入	保険料	一般被保険者分		6,738,327	7,369,265	7,264,095	6,953,320	6,679,084	
		退職被保険者分		1,515,011	1,999,491	2,063,856	442,231	458,200	
		小計		8,253,338	9,368,757	9,327,951	7,395,551	7,137,284	
		国庫支出金		11,160,145	10,618,994	11,287,437	9,805,857	10,251,769	
		療養給付費交付金		5,079,275	6,005,376	6,374,886	2,084,320	2,271,143	
		前期高齢者交付金		0	0	0	5,760,421	6,096,400	
		県支出金		1,179,090	1,636,472	1,649,258	1,419,299	1,464,971	
		共同事業交付金		583,177	2,439,803	4,514,113	4,559,852	4,728,825	
	一般会計繰入金	保険基盤安定		1,446,283	1,663,796	1,693,708	1,317,908	1,374,976	
		職員給与費等		521,837	653,311	560,018	593,272	588,234	
		出産育児一時金等		107,000	122,267	116,867	117,733	118,435	
		財政安定化支援事業		900,200	946,254	790,071	427,288	480,172	
		その他		58,010	80,255	83,774	104,042	108,803	
		小計		3,033,329	3,465,881	3,244,438	2,560,244	2,670,620	
		繰越金		280,906	114,874	1,023,734	175,306	96,071	
		その他の収入		652,467	39,943	75,064	80,548	89,477	
		歳入合計		30,221,728	33,690,100	37,496,880	33,841,397	34,806,560	
歳出		総務費		566,096	604,114	706,387	640,232	640,101	
	保険給付費	一般分	療養給付費		12,922,040	12,969,924	13,814,632	18,339,697	18,870,586
			療養費		131,944	140,696	156,362	211,573	210,714
			小計		13,053,984	13,110,621	13,970,994	18,551,271	19,081,300
		高額療養費		1,663,489	1,616,568	1,733,566	2,176,180	2,410,366	
		出産育児諸費・葬祭諸費		210,450	235,630	229,840	191,960	193,292	
		一般分 合計		14,927,923	14,962,819	15,934,399	20,919,410	21,684,958	
	退職分	療養給付金・療養費		5,047,570	5,808,372	6,663,675	1,493,973	1,129,433	
		高額療養費		467,615	469,699	519,922	220,730	176,004	
		退職分 合計		5,515,185	6,278,071	7,183,597	1,714,703	1,305,437	
		審査支払手数料		49,460	51,298	55,352	61,111	62,531	
		保険給付費 合計		20,492,568	21,292,189	23,173,348	22,695,224	23,052,927	
		後期高齢者支援金等		0	0	0	3,381,664	3,715,573	
		前期高齢者納付金等		0	0	0	4,553	10,565	
		老人保健拠出金		6,985,170	6,583,950	6,308,012	847,124	144,646	
		介護納付金		1,273,826	1,680,861	1,982,708	1,444,587	1,391,970	
		共同事業拠出金		616,786	2,287,619	4,316,689	4,413,861	4,511,770	
	保険事業費		122,779	113,548	113,968	139,529	238,332		
	公債費		25	190	68	0	131		
	基金積立金		291	744	1,842	2,005	598		
	その他の支出		49,314	103,153	718,551	176,546	185,772		
	歳出合計		30,106,854	32,666,367	37,321,574	33,745,326	33,892,384		
	収支差引		114,874	1,023,734	175,306	96,071	914,176		
	基金保有額		562,998	563,742	565,584	567,589	568,187		
	増減額		-609,709	744	1,842	2,005	598		

平成20年度より新しい高齢者医療制度へ改正となり、退職者医療制度が廃止となった。

ただし、平成26年度までにおける65歳未満の退職者を対象とした経過措置がとられている。

## (6) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条には国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くことが定められており、久留米市国民健康保険条例第2条に

国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められている。協議会の運営に関して必要な事項は久留米市国民健康保険条例施行規則第2条～第6条に定められている。

## II 競輪事業特別会計

### 1. 競輪事業の概要

久留米競輪場の歴史は古く、開設は昭和24年7月14日である。すなわち、戦後まもなく久留米市は自転車競技法に基づく競輪開催に関する指定許可を受け、全国で6番目の競輪場として久留米競輪場を開設した。以後平成21年度までに競輪事業特別会計は、一般会計へ累計で369億6,175万円繰出金を入れ続けており、久留米市の財政に寄与し続けている。全国には現在46の競輪場があり、48の地方自治体等が開催施行者として競輪を主催しているが、どの自治体も開設の動機は地方財政への貢献を見込んだものであったと思われる。

ところが、近年では長引く不況の中、車券売上高が減少してきており、収支がマイナスとなる自治体も見られるようになってきた。そして、ついには競輪事業を廃止する自治体も出てきている状況である。

### 2. 久留米競輪場の概要

#### ① 基本施設

施設等名称		面積等	完成	備 考
自転車競走路（バンク）		400m	S41	最大カント31度で標準構造
観 覧 席	メインスタンド	2,084 m <sup>2</sup>	S42	収容人員約1,500人
	サイドスタンド	1,521 m <sup>2</sup>	S44	収容人員約1,500人
	バックスタンド	3,880 m <sup>2</sup>	S43	収容人員約2,400人
有 料 席	メイン特観席 2階	301席	S50	(1,000円、禁煙席、市営開催時)
	メイン特観席 3階	284席		(1,000円、喫煙席、市営開催時)
	バック下特観席	200席	H03	(1,000円、禁煙席、市営開催時)
	サービスセンター2階	300席	H02	(500円、禁煙席、場外開催時)
	ロイヤルルーム	24席	H02	(3,000円、場外開催時)
第5・6投票所スペース		3,066 m <sup>2</sup>	H03	収容人員約2,000人
選手宿舎（3階建て）		1,872 m <sup>2</sup>	S46	選手125名宿泊対応
こども広場		560 m <sup>2</sup>	H01	芝生広場・ローラーコースター
場内食堂		9店舗	—	
来場者用無料駐車場 （3700台収容）		55,850 m <sup>2</sup>	—	市有地 34,277 m <sup>2</sup> 、土地公社 1,975 m <sup>2</sup> 、 民間借上地 19,598 m <sup>2</sup>

#### ② 所在場所

福岡県久留米市野中町2番地

③ 所管

久留米市 商工労働部 競輪事業課

④ 開設

昭和24年7月14日

⑤ 職員及び臨時従業員の状況 (平成22年4月1日現在)

職員 10名 (内訳 課長1、補佐1、主査2、一般職4、嘱託2)

臨時従業員登録者数 146名

(内訳 車券発売等従事員125、自衛警備等15、宿舍清掃他6)

⑥ 久留米競輪場内の発売窓口平均開設数

外向け前売り発売所	5窓 (内、自動販売機4台)
第2発売所	13窓
第5発売所	22窓
第6発売所	20窓
バック下特別観覧席	5窓
メインスタンド特別観覧席	13窓
サービスセンター特別観覧席	10窓
サービスセンターロイヤル席	2窓
その他	市内梅満町と飯塚市勢田町の2ヶ所の常設サテライト

(注) 開催内容 (市営・場外・グレード・曜日など) により、発売所、発売窓口が変わる。

⑦ 常設サテライトの状況

常設場外	営業状況
サテライト 北九州	営業時間 10:00~16:45 (通常)、15:00~20:45 (ナイター) H21年度稼働日数 339日 (受託場外を含む) (1階) 自動発売機7台 自動発払機3台 (2階) 自動発売機1台 自動発払機2台 2階有料席 83席 (料金1,000円)
サテライト 久留米	営業時間 07:10~15:25 (前売専用場外) H21年度稼働日数 326日 (受託場外等を含む) 自動発売機6台、自動払戻機1台

3. 久留米競輪におけるレースの内容

平成21年度における久留米競輪の開催日数は年58日であるが、これは12回のレースで構成

されている。

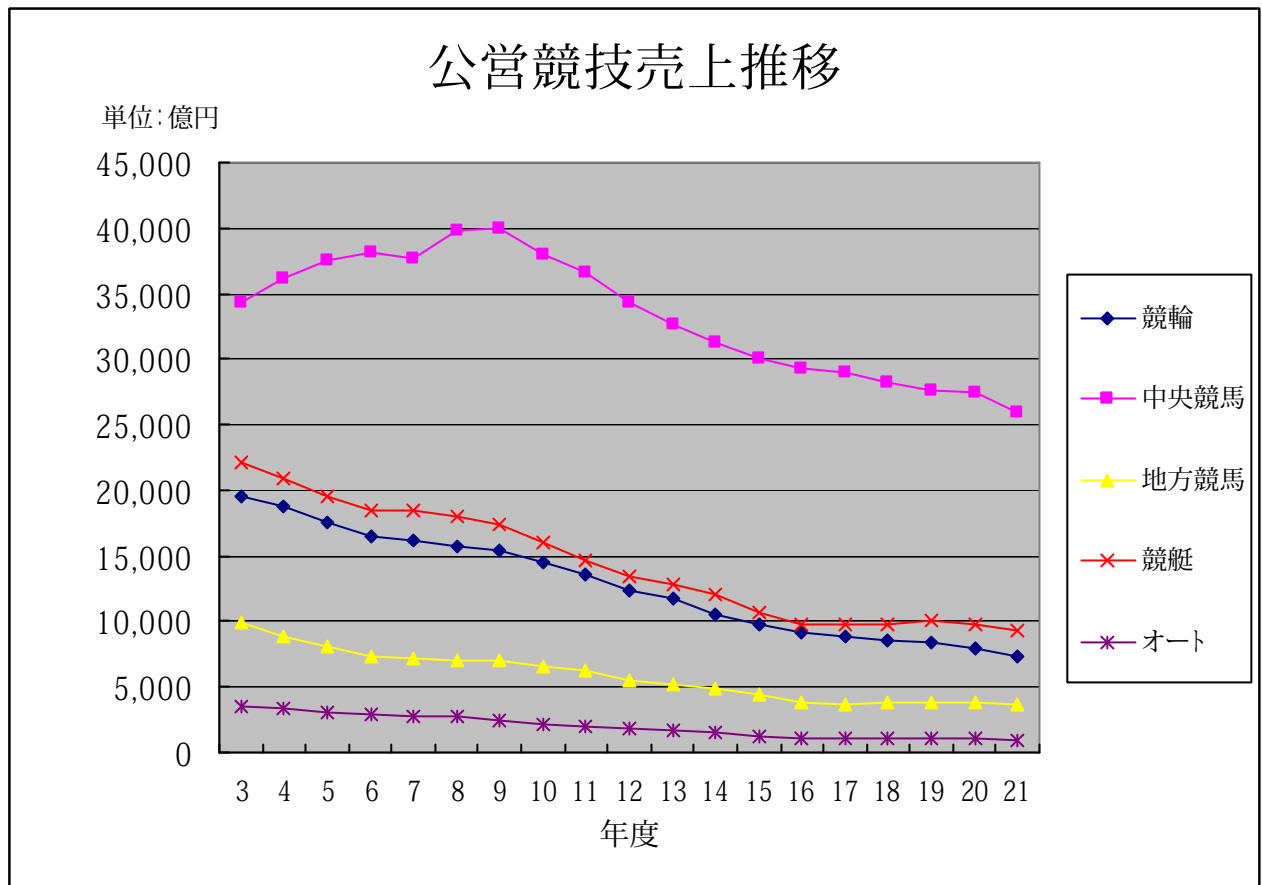
久留米競輪では、全12回のレースのうち1回は「特別競輪」又は「記念競輪」を開催しており、残りの11回は「普通競輪」である。

ここで、競輪のレースのグレードは、GP（グランプリ）を筆頭に、GI、GII、GIII、FI、FII、の順に構成されている。グレードが高いレースほど、実力があり全国に名前が知られている選手が出場することから、より多くの集客および車券の売上が期待できる。

久留米競輪では、GI、GIIレースを「特別競輪」として4、5年に1度開催しており、特別競輪を開催しない年もGIIIレースを「記念競輪」として年に1度は開催している状況である。

それ以外の「普通競輪」は、全国的な車券発売を見込むことができないFIおよびFIIレースである。すなわち、年12回の開催中11回はFI、FIIレースであり、この「普通競輪」では収支がマイナスになる状況が続いている。

#### 4. 公営競技売上推移



5. 久留米競輪場の売上推移等について

市営競輪開催時の車券売上・本場入場者数・一般会計繰出状況 (H10年度以降)

年度	日数	車券売上(円)	売上/1日	入場者(人)	入場者/1日	繰出金(円)
10	84	21,620,260,000	257,384,000	331,027	3,940	1,200,000,000
11	78	19,331,174,400	247,835,600	287,815	3,689	100,000,000
12	81	18,732,098,600	231,260,500	273,587	3,377	10,000,000
13	78	18,394,584,700	235,828,000	249,381	3,197	10,000,000
14	70	15,433,197,900	220,474,300	188,696	2,695	100,000,000
15	70	23,354,760,600	333,645,800	182,648	2,609	200,000,000
16	70	14,758,038,300	210,829,100	165,592	2,365	350,000,000
17	70	14,360,738,700	205,153,400	156,949	2,242	100,000,000
18	67	14,369,124,900	214,464,500	143,353	2,139	100,000,000
19	64	13,464,782,400	210,387,200	123,560	1,930	100,000,000
20	58	16,468,535,000	283,940,300	110,273	1,901	200,000,000
21	58	10,678,801,800	184,117,200	96,387	1,662	100,000,000

※昭和24年開設以来の一般会計繰出金累計額 369億6,175万円



6. 平成21年度 競輪事業特別会計決算

■平成21年度 競輪事業特別会計決算

◀ 開催収支 ▶													
開催	1回 FⅡ*2	2回 記念	3回 トッピー	4回 FⅡ*2	5回 FⅡ*2	6回 トッピー	7回 FⅡ*2	8回 つばき賞	9回 FⅡ*2	10回 戸上守杯	11回 FⅡ*2	12回 FⅡ*2	計
1. 売上	252,787,400	6,690,427,200	328,173,000	235,010,800	259,718,100	454,244,400	238,597,400	796,990,300	210,804,400	744,239,900	268,164,800	199,644,100	10,678,801,800
2. 入場料	1,294,750	5,988,350	795,000	1,399,150	1,343,750	784,750	1,315,500	556,150	1,270,350	793,400	1,363,600	1,029,000	17,933,750
3. 雑収入	717,805	1,683,414	2,253,011	655,961	592,873	1,524,739	350,633	2,296,142	335,327	537,198	645,054	4,501,815	16,093,972
① 収入計	254,799,955	6,698,098,964	331,221,011	237,065,911	261,654,723	456,553,889	240,263,533	799,842,592	212,410,077	745,570,498	270,173,454	205,174,915	10,712,829,522
4. 払戻金	188,715,680	4,993,152,880	245,047,390	175,385,890	193,679,470	339,069,170	178,301,370	594,870,760	157,511,710	556,314,710	200,037,880	148,742,040	7,970,828,950
5. 人件費等	16,037,899	133,574,790	11,967,062	13,818,227	12,581,424	18,092,675	13,984,838	27,681,545	14,561,231	20,350,840	12,725,294	12,553,910	307,929,735
6. 賞金等	64,930,200	84,716,925	47,983,500	64,993,300	65,123,300	48,482,800	65,422,400	48,357,800	65,117,200	48,263,700	65,759,825	64,983,600	734,134,550
7. 需用費・役務費等	5,879,136	22,797,850	7,219,160	9,688,901	7,002,871	10,700,885	5,488,764	10,061,476	8,021,318	9,023,193	8,076,232	12,065,214	116,025,000
8. 委託料等	25,461,603	529,867,497	36,367,829	22,957,758	22,783,358	53,937,485	25,479,558	81,465,071	23,423,120	75,580,534	27,826,941	28,047,598	953,198,352
9. 施設・設備関係費	4,531,755	230,047,212	9,804,769	4,500,341	4,570,064	10,234,229	4,540,484	20,974,769	4,648,638	19,422,458	5,085,266	4,915,409	323,275,394
10. 情報提供・発売関係費	927,387	8,622,637	1,107,387	927,387	927,387	1,327,387	927,387	1,472,387	927,387	1,487,387	927,392	927,387	20,508,899
11. 広報・販売促進費	8,895,823	87,602,999	18,341,705	4,204,815	8,450,051	12,615,365	3,914,762	16,445,818	3,906,710	17,166,804	6,729,001	7,209,399	195,483,252
12. 負担金・補助金・納付金	8,823,825	42,405,783	4,147,696	4,696,903	5,310,857	4,922,842	4,990,105	6,361,801	4,700,066	6,754,747	5,158,852	4,556,288	102,829,765
13. JKA交付金	694,804	244,485,147	1,582,036	645,030	714,210	8,852,260	655,072	21,931,290	577,252	20,253,827	737,861	546,003	301,674,792
14. その他	0	50,600	3,489,600	1,000	0	1,904,800	0	0	3,093,200	700	0	9,624,446	18,164,346
② 収支	324,898,112	6,377,324,320	387,058,134	301,819,552	321,142,992	510,139,898	303,704,740	829,622,717	286,487,832	774,618,900	333,064,544	294,171,294	11,044,053,035
収益率(②/①)	-70,098,157	320,774,644	-55,837,123	-64,753,641	-59,488,269	-53,586,009	-63,441,207	-29,780,125	-74,077,755	-29,048,402	-62,891,090	-88,996,379	-331,223,513
	-27.51%	4.79%	-16.86%	-27.31%	-22.74%	-11.74%	-26.40%	-3.72%	-34.87%	-3.90%	-23.28%	-43.38%	-3.09%

◀ 開催外収支 ▶			
項目	金額	備考	
収入	15. 場外受託収益	411,574,490	受託場外特観入場料合算
	16. JKA交付金等	157,757,000	JKA還付: H23年度まで収入
	17. 補助金等	2,944,526	全輪助成金、補償金
	18. その他	258,669	基金利子等
	収入計	572,534,685	
支出	19. 総務費	46,434,725	職員賞与、下水道使用料等
	20. 公有財産購入費	129,998,991	翌年度の納付額0円
	21. 工事費	12,515,307	
	22. 一般会計繰出金	100,000,000	
	23. 基金積立金	258,604	利息
	24. その他	19,240,000	サイクルコミセン・ファミリーパーク補助、広域圏
支出計	308,447,627		
収支	264,087,058		

◀ 総計 ▶		
項目	金額	備考
開催収支	-331,223,513	
開催外収支	264,087,058	
計(単年度収支)	-67,136,455	
前年度繰越金	459,926,580	
翌年度繰越金	392,790,125	
歳入計	11,745,290,787	
歳出計	11,352,500,662	

### Ⅲ 中央卸売市場事業特別会計

#### 1. 中央卸売市場の役割

中央卸売市場は、卸売市場法に基づいて地方公共団体が農林水産大臣の許可を得て開設する市場で、野菜・果物・鮮魚等の生鮮食料品等を開設区域内に安定的に供給する事を目的として設置されている。

中央卸売市場は、開設区域内の生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な拠点であり、全国から集荷した生鮮食料品に適正な価格を付け、分荷することにより市民の食生活の安定を図る重要な役割を果たしている。

#### 2. 市場の概要

名 称	久留米市中央卸売市場
所 在 地	久留米市諏訪野町2623番地1 電話番号 0942(33)4430
敷地面積	42,462㎡
開設認可	昭和36年11月6日
業務開始	昭和37年7月1日 水産物部 昭和38年9月1日 青果部
開場の状況	1) 開場の日 ・次の日を除き毎日開場している。 日曜日(ただし、1月5日、12月25日～12月30日の間の日曜日は開場) 国民の祝日 1月2日～4日まで及び12月31日 ・お盆などの時は臨時に休場することがある。 ・連休が重なる場合などは臨時に開場することがある。 ・平成22年次開市日数 青果部……271日 水産物部……290日 2) 開場の時間 午前6時～午後4時 3) せり開始時刻 青果部……午前6時30分 水産物部……午前6時00分
取扱品目	青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵 水産物部 生鮮水産物及びその加工品

### 3. 市場施設の概要

市場敷地面積	42,462㎡
--------	---------

施設の種類	区分	規模 (単位㎡)		構造	
卸売場	青果	7,200	5,580	鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造	
	水産		1,620		
仲卸売場	青果	2,484	1,944	鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造	
	水産		540		
低温売場	青果	368	252	1面固定壁3面ジャバラ式	
	水産		116	プレハブ造	
買荷保管積込所	青果	4,182	2,922	鉄骨造	
	水産		1,260		
製氷庫	水産		73	鉄筋コンクリート造	
倉庫	青果	475	475	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
	水産		0		
冷蔵庫	青果	637	312	鉄筋コンクリート造	
	水産		325		
新物流システムセンター	青果	1,611	加工センター	403	鉄骨造
			配送センター	536	
			貯蔵センター	264	
			事務室	161	
荷受人事務所	青果		59	プレハブ造	
保冷库(2基)	青果		98	ジャバラ式	
活魚施設	水産		272	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2棟	
見学者デッキ	青果		65	鉄骨造 1.3m×50m	
駐車場	立体	9,414	1,729	116台	鉄骨造
	平面		7,685	608台	合計 724台
関連事業所棟			1,618	鉄筋コンクリート造	
関係業者事務所			1,874	鉄筋コンクリート造	
ゴミ集積所			40	鉄筋コンクリート造	
旧管理事務所			525	鉄筋コンクリート造	
守衛室A・B			36	鉄筋コンクリート造	

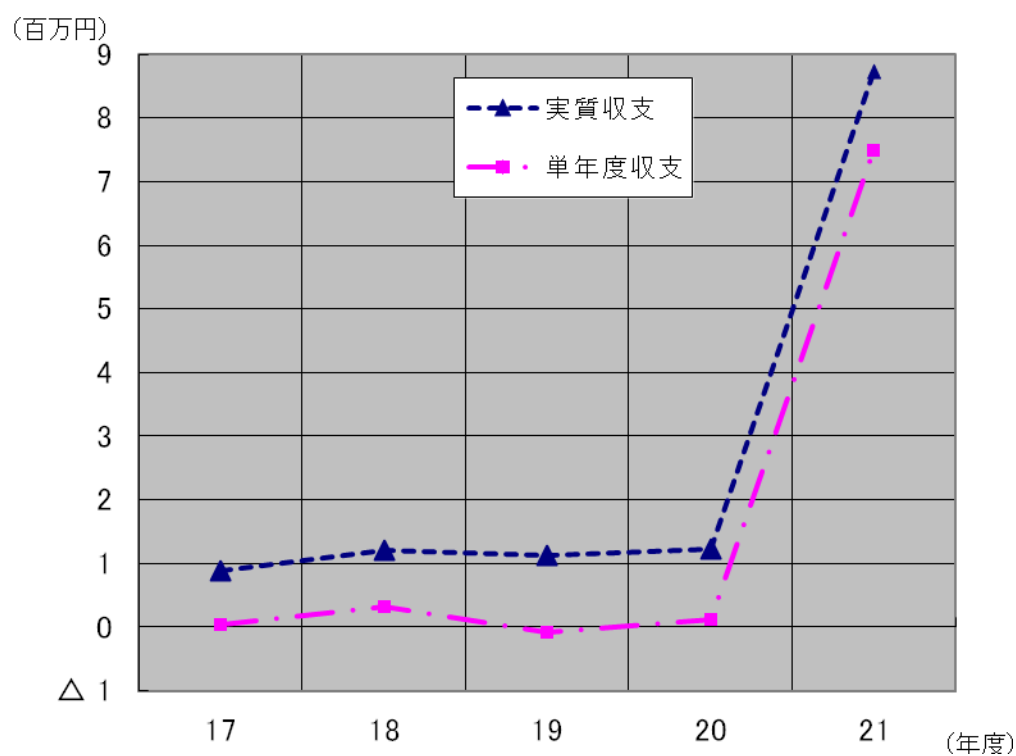
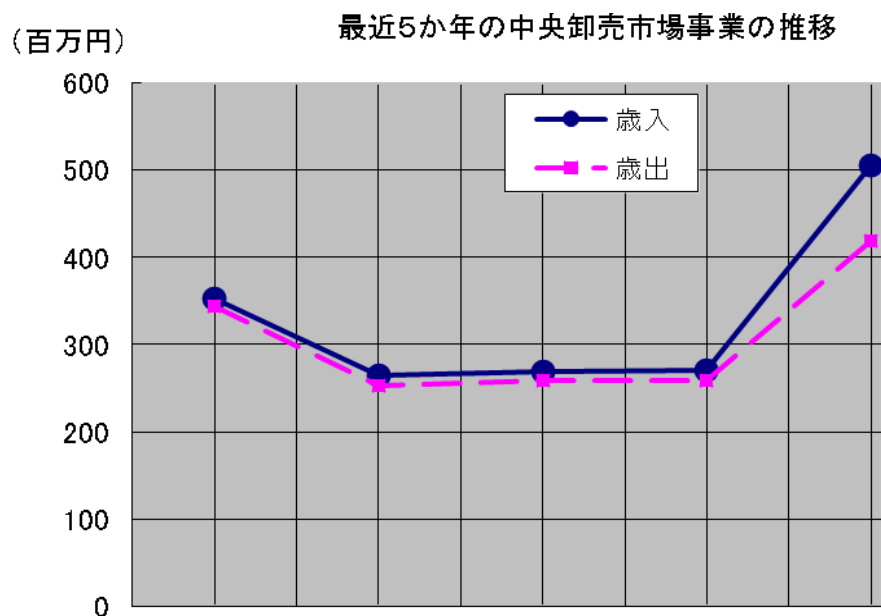
延建物	22,700㎡
-----	---------

青果棟	水産棟	関連事業所棟	物流センター棟	冷蔵庫・倉庫・立体駐車場等
11,702	4,212	1,618	1,611	3,557

(単位：㎡)

#### 4. 中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況

中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況は次の通りである。



#### IV 下水道事業特別会計

##### 1. 下水道事業の内容

久留米市が実施している下水道事業は次のとおりである。

- ① 公共下水道事業（久留米、北野地区）
- ② 特定環境保全公共下水道事業（田主丸地区）

## 2. 久留米市における下水道計画の概要

久留米市における下水道事業計画の概要は、i) 基本計画 ii) 公共下水道事業等計画概要 iii) 浄化センター施設計画 iv) ポンプ場施設計画によりなっている。

## 3. 下水道事業のあゆみ

本市の下水道事業は、昭和42年度に基本計画を策定し、同年度、中部排水区第1期工事として中心市街地の240haの下水道事業の許可を得、昭和46年度までに明治通り一帯の96haを整備した。

処理場についても昭和44年より事業着手、昭和46年度までの部分完成を受けて、翌47年5月より津福終末処理場（現：中央浄化センター）で簡易処理により供用開始した。翌48年には全体完成に伴い標準活性汚泥法による高級処理に切り替えた。昭和57年には津福処理区と南部処理区の2処理区について事業認可を得、平成6年4月に南部浄化センターの供用を開始した。

また、広域合併後の平成20年には田主丸浄化センターの供用を開始し、平成21年には、北野地区の一部を供用開始した。

基本計画については、これまで市勢の発展、人口の増加と流動、新都市計画法による市街化区域の設定により数次の見直しを行っており、平成20年8月には広域合併（平成17年2月5日）後の新市における生活排水処理事業のより効率的で計画的な遂行を図るための「久留米市生活排水処理基本構想」の策定を行い、基本計画の見直しを行った。

なお、現在は、6,430haの区域を対象とした基本計画に基づき、整備を進めており、平成22年度に三潞地区及び城島地区の基本設計に着手する。

## V 介護保険事業特別会計

### 1. 介護保険制度の概要

平成12年4月に施行された介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要するもの等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする制度である（介護保険法第1条）。

### 2. 久留米市介護保険事業の概要

#### (1) 介護保険加入状況

介護保険は平成12年度から導入され、過去5年間で被保険者は、約6千人増加し、市の65歳以上の被保険者の人口に占める割合も19.5%から21.6%へと増加している。

(2) 要介護（要支援）認定者数

① 要介護（要支援）認定者数の年度別推移

要介護（要支援）認定者数は、平成17年度から平成21年度の5年間で約3,000人増加し、特に第1号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数は、平成17年度13.2%から平成21年度には17.0%まで増加している。

② 要介護（要支援）度分布状況

全国平均と比較すると久留米市は、要支援、要介護4、要介護5はそれぞれ24.7%、11.1%、8.5%と全国平均より低いものの、要介護1、要介護2、要介護3の占める割合が、それぞれ20.3%、20.3%、15.1%と全国平均より高くなっている。

(3) 過去5年間の介護保険特別会計の推移

介護保険特別会計年度別推移

単位：千円

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	保険料	介護保険料	2,636,259	3,307,699	3,441,105	3,502,605	3,477,426
	使用料及び手数料	手数料	1	6	3	0	0
	国庫支出金	国庫負担金	3,048,120	2,901,572	2,953,578	3,076,699	3,202,011
		国庫補助金	842,677	1,009,969	1,031,950	1,265,315	1,157,544
		支払基金交付金	4,843,717	4,923,735	5,128,510	5,271,294	5,395,643
	県支出金	県負担金	1,905,074	2,318,058	2,435,390	2,493,866	2,588,222
		県補助金	3,616	52,310	62,804	73,877	63,706
	財産収入	財産運用収入	17	57	1,354	1,803	779
	繰入金	一般会計繰入金	2,456,524	2,573,885	2,634,318	2,730,087	2,833,586
		基金繰入金	0	0	0	0	95,086
	繰越金	繰越金(C)	107,554	107,076	355,395	509,886	570,306
	諸収入	延滞金・加算金及び過料	395	466	707	1,042	909
		市預金利子	0	0	0	0	0
		雑入	2,015	613	15,488	31,823	15,859
		歳入合計(A)	15,845,971	17,195,451	18,060,607	18,958,301	19,401,082
歳出	総務費	総務管理費	346,713	313,611	295,729	317,977	321,052
		徴収費	19,684	21,674	21,429	21,808	23,103
		介護認定審査会費	208,647	223,961	231,014	243,070	226,791
		趣旨普及費	3,045	2,880	4,410	892	3,900
		高齢者介護予防事業費		39,758			
	介護給付費	介護サービス等諸費	14,045,829	14,287,839	14,763,190	15,039,911	15,797,840
		介護予防サービス等諸費	725,259	435,976	792,977	877,173	950,897
		高額介護サービス等費	108,120	240,806	287,041	318,974	335,625
		特定入所者介護サービス等費	18,153	452,974	481,688	510,659	541,966
		諸費	181,111	18,548	18,814	17,822	18,628
	地域支援事業費	介護予防事業費		73,257	101,938	144,833	117,558
		包括支援事業・任意事業費		166,108	180,679	204,743	211,010
	財政安定化基金供出金	財政安定化基金拠出金	14,564	17,696	17,696	17,696	
	基金積立金	基金積立金	17	470,057	1,354	509,174	333,762
	公債費	公債費	0	0	0	0	0
諸支出金	償還金及び還付加算金	67,749	74,906	352,756	163,256	219,679	
	歳出合計(B)	15,738,895	16,840,055	17,550,721	18,387,994	19,101,819	
	翌期繰越金額 (A-B)=E	107,076	355,396	509,886	570,306	299,263	
	単年度収支 (E-C)	△478	248,320	154,491	60,420	△271,043	

(注1) 表中の数値は、久留米市一般会計・特別会計歳入歳出決算附属書類より記載している。

(注2) 表中の金額は、千円未満を切り捨てて表示している。  
したがって、内訳金額の合計と合計値は、一致していない。

## VI 農業集落排水事業特別会計

### 1. 農業集落排水事業の概要

#### (1) 農業集落排水事業の現況

農業集落排水事業は、農業集落に下水道を整備することにより、農業排水路の水質保全や農村生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設の整備を行い、生産性の高い農業の実現と活力のある農村の形成に資することを目的としている。

久留米市では、旧田主丸町の三明寺・善院地区と柴刈地区、及び旧北野町の赤司地区と南部地区の計4地区138haにおいて整備が完了し供用が開始されている。また、旧田主丸町の富本、隈、西郷地区において、新たに農業集落排水事業を行うこととされており、平成22年度は、平成23年度からの工事着手に必要となる基本設計・実施設計業務（処理施設及び管渠施設）を行うこととされている。また、処理施設建設予定地の用地取得を行うことになっている。

#### ①施設の整備状況

施設の整備状況は、次のとおりである。

##### ● 供用開始状況

供用開始地区名		事業期間	供用開始日	処理場名
田主丸	三明寺-善院地区	H5-H9	H10年3月30日	冷水浄化センター
	柴刈地区	H11-H15	H16年3月30日	柴刈浄化センター
北野	赤司地区	H6-H10	H10年5月1日	赤司浄化センター
	南部地区	H9-H11	H12年3月29日	南部浄化センター

##### ● 施設概要

処理場名	冷水浄化センター 三明寺-善院地区	柴刈浄化センター 柴刈地区	赤司浄化センター 赤司地区	南部浄化センター 南部地区
所在地	田主丸町 地徳1335番地1	田主丸町 菅原1013番地3	北野町 稲数995番地	北野町 大城980番地1
処理区域	31.7ha	59.5ha	25.3ha	21.5ha
処理人口	1,490人	3,360人	1,410人	1,280人
処理能力	403 m <sup>3</sup> /日	1,109 m <sup>3</sup> /日	381 m <sup>3</sup> /日	346 m <sup>3</sup> /日
敷地面積	1,599 m <sup>2</sup>	5,005 m <sup>2</sup>	1,839 m <sup>2</sup>	2,186 m <sup>2</sup>
処理方法	JARUS-XI96型 (回分式活性汚泥方式)	JARUS-XIV96型 (連続流入間欠曝気方式)	JARUS-III96型 (流量調整槽前置嫌気性 ろ床併用接触曝気方式)	JARUS-III96型 (流量調整槽前置嫌気性 ろ床併用接触曝気方式)

## ②水洗化の状況

平成21年度における水洗化を実施している世帯戸数の状況は次のとおりである。

提示資料より

地区			平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
三門寺-善院地区	水洗化可能戸数	a	247戸	247戸	247戸	248戸	248戸
	水洗化実施戸数	b	215戸	218戸	222戸	223戸	223戸
	水洗化率	b/a	87.0%	88.3%	89.9%	89.9%	89.9%
柴刈地区	水洗化可能戸数	a	702戸	702戸	702戸	704戸	705戸
	水洗化実施戸数	b	415戸	459戸	495戸	506戸	535戸
	水洗化率	b/a	59.1%	65.4%	70.5%	71.9%	75.9%
赤司地区	水洗化可能戸数	a	280戸	282戸	282戸	287戸	284戸
	水洗化実施戸数	b	263戸	265戸	265戸	270戸	270戸
	水洗化率	b/a	93.9%	94.0%	94.0%	94.1%	95.1%
南部地区	水洗化可能戸数	a	235戸	237戸	237戸	239戸	238戸
	水洗化実施戸数	b	193戸	196戸	197戸	202戸	207戸
	水洗化率	b/a	82.1%	82.7%	83.1%	84.5%	87.0%

## (2) 受益者分担金及び使用料

### ①受益者分担金

受益者分担金は地方自治法を根拠として、その事業の受益者に対して一定の負担をしてもらうものであり、分担金の内容は次のとおりである。

- 一般家庭 1世帯又は建築物1戸につき150,000円
- 事務所等の建築物

区 分		金 額
人 員	10人以下	150,000円
	11人以上	150,000円に10人を超える人員1人につき5,000円を加算
使用水量 (1月当たり)	30m <sup>3</sup> 以下	150,000円
	31m <sup>3</sup> 以上	150,000円に30m <sup>3</sup> を超える水量1m <sup>3</sup> 当たり3,500円を加算

※分担金の支払いは、3年分割の年4回払いである。



②施設使用料

施設の使用料は、次のとおりである。

- 三明寺一善院地区、柴刈地区

区 分	基 本 額	加 算 額
一般家庭	1,200 円	4 人までは 1 人当たり 800 円 5 人目からは 1 人当たり 400 円
事業所等	2,000 円	1 m <sup>3</sup> 当たり 120 円
集会所等	50 戸以下	500 円
	51 戸以上 100 戸以下	1,000 円
	101 戸以上 150 戸以下	1,500 円
	151 戸以上	2,000 円
消防団施設	500 円	
公衆便所等	500 円 (1 便器につき)	

- 赤司地区、南部地区

一般家庭	区 分	世帯割額 (1 月につき)	世帯人員割額
			(1 人当たり、1 月につき)
	し尿・雑排水	1,500 円	600 円
	雑排水のみ	800 円	300 円

一般家庭以外	区 分	使用料金
	基本使用料	2,000 円
	超過料金 1 m <sup>3</sup> 当たり	120 円

集会所 消防団施設 公衆便所	区 分	集会所等	消防団施設	公衆便所
	50 戸以下	1,000 円	500 円	便器 1 につき 2,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	1,500 円		
	101 戸以上 150 戸以下	2,000 円		
	151 戸以上 200 戸以下	2,500 円		
	201 戸以上 250 戸以下	3,000 円		
	251 戸以上 300 戸以下	3,500 円		
	301 戸以上	4,000 円		

- (注) 1. 使用料は上記表より算出した額に 100 分の 5 を乗じて得た額の合計額である。  
2. 使用料は年 6 回払いである。

## 2. 決算収支

### (1) 決算収支の概要

農業集落排水事業特別会計の決算収支の概要は、次のとおりである。

決算書より (単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入				
分担金	6,368	794	1,337	470
分担金	6,368	794	1,337	470
使用料及び手数料	52,482	55,194	59,813	58,981
使用料	52,482	55,194	59,813	58,981
手数料	0	0	0	0
繰入金	109,000	122,000	123,000	113,000
一般会計繰入金	109,000	122,000	123,000	113,000
繰越金	31,655	24,886	21,549	26,159
繰越金	31,655	24,886	21,549	26,159
諸収入	215	104	185	164
延滞金・加算金及び過料	204	97	177	156
雑入	11	7	8	8
歳入合計	199,720	202,978	205,884	198,774

歳出				
農業集落排水施設費	72,176	83,541	73,123	68,716
農業集落排水施設管理費	72,176	81,439	73,123	67,412
農業集落排水施設建設費	0	2,102	0	1,304
公債費	102,658	97,888	106,602	105,196
公債費	102,658	97,888	106,602	105,196
歳出合計	174,834	181,429	179,725	173,912
収支差額	24,886	21,549	26,159	24,862

(注) 千円未満の金額については切り捨てて作成している。

## VII 特定地域生活排水処理事業特別会計

### 1. 特定地域生活排水処理事業の概要

浄化槽法で定める浄化槽の多くは、農業・漁業・林業集落排水施設を除いて個別処理施設である。

家庭から排出されるトイレ排水以外の生活雑排水も汚濁が大きく、未処理で放流すると公共水域の保全に対して重大な影響を与えることになる。このために、トイレ排水のみを対象とする単独処理浄化槽の設置が平成 13 年 4 月の浄化槽法の改正により禁止され、し尿と生活雑排水の双方を処理する合併処理浄化槽だけが認められている。

浄化槽整備事業には、浄化槽を市町村が設置し維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業と、個人の浄化槽設置に対し工事費の一部を補助する浄化槽設置費助成事業の二つがある。

特定地域生活排水処理事業は、前者の浄化槽を市町村が設置し維持管理を行う事業である。

久留米市では、合併前の平成13年から旧城島町全域を対象として行われており、平成22年度からは、城島地区の下水道計画区域外の区域を対象として事業を行うこととなっている。

(1) 平成21年度現在における特定地域生活排水処理事業の概要は、次のとおりである。

対象浄化槽	5人槽から50人槽
対象建築物	住宅に限らず、すべての建築物
浄化槽の設置	個人の申請により、市が設置し維持管理を行う。
住民の負担	設置時の分担金と設置後の使用料

人槽区分	分担金 (円)	月額使用料 (円/年)
5人槽	125,000	4,200 (50,400)
7人槽	150,000	4,600 (55,200)
10人槽	175,000	5,300 (63,600)
12~50人槽		12,400~29,000

(2) 整備状況

①平成21年度現在における合併処理浄化槽の設置基数

平成21年度までの直近5年間の設置基数および全体の設置基数は、次のとおりである。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成21年までの計
整備基数	121	75	67	54	41	873
寄附基数	7	6	4	4	2	629
計	128	81	71	58	43	1,502

②浄化槽の大きさ別の設置基数

浄化槽の大きさによる設置基数は、次のとおりである。

区分	設置基数	区分	設置基数	区分	設置基数
5人槽	332基	12人槽	4基	18~50人槽	44基
6~7人槽	813基	14人槽	15基	計	1,502基
8~10人槽	292基	16人槽	2基		

## 2. 決算収支

### (1) 決算収支の概要

久留米市城島町の特定地域生活排水処理事業における決算収支の概要は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入				
分担金	19,817	14,452	13,073	6,864
分担金	19,817	14,452	13,073	6,864
使用料及び手数料	77,555	81,551	85,543	87,606
使用料	77,555	81,551	85,543	87,606
手数料	0	0	0	
国庫支出金	43,194	42,135	351	17,606
国庫支出金	43,194	42,135	351	17,606
県支出金	7,437	5,662	3,922	2,537
県支出金	7,437	5,662	3,922	2,537
財産収入	66	198	279	88
財産運用収入	66	198	279	88
繰入金	21,000	11,000	26,862	25,754
一般会計繰入金	21,000	11,000	21,000	17,000
基金繰入金	0	0	5,862	8,754
繰越金	35,118	36,485	23,524	18,576
繰越金	35,118	36,485	23,524	18,576
諸収入	925	739	1,481	1,969
雑入	925	739	1,481	1,969
市債	66,200	37,300	46,800	17,400
市債	66,200	37,300	46,800	17,400
歳入合計	271,312	229,522	201,835	178,400
歳出				
特定地域生活排水処理施設費	227,024	196,719	167,228	150,186
特定地域生活排水処理施設管理費	99,201	101,997	105,503	106,206
特定地域生活排水処理施設建設費	127,823	94,722	61,725	43,980
公債費	7,803	9,279	16,031	19,800
公債費	7,803	9,279	16,031	19,800
歳出合計	234,827	205,998	183,259	169,986
収支差額	36,485	23,524	18,576	8,414

(注)千円未満の金額については切り捨てている。

## VIII 後期高齢者医療事業特別会計

### 1. 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、その医療費を国民全体で支える制度として、国の医療制度改革により平成20年4月に創設された。

#### (1) 運営主体

後期高齢者医療制度では、保険財政の安定化を図るため都道府県ごとに設立された広域連合が制度運営の主体となる。久留米市の場合は「福岡県後期高齢者医療広域連合」に加入している。

広域連合の主な役割は、保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けたときの給付、保健事業などを行う。市町村の役割は、被保険者の窓口として申請や届け出の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収などの事務を行う。

#### (2) 財政運営の仕組み

医療機関で支払う一部負担金を除く医療給付費については、国・県・市町村が約5割を公費（税金）で負担する。また、現役世代の人が加入している各種医療保険制度が、後期高齢者の支援金として約4割を負担する。そして残りの約1割について被保険者が保険料として負担する仕組みになっている。

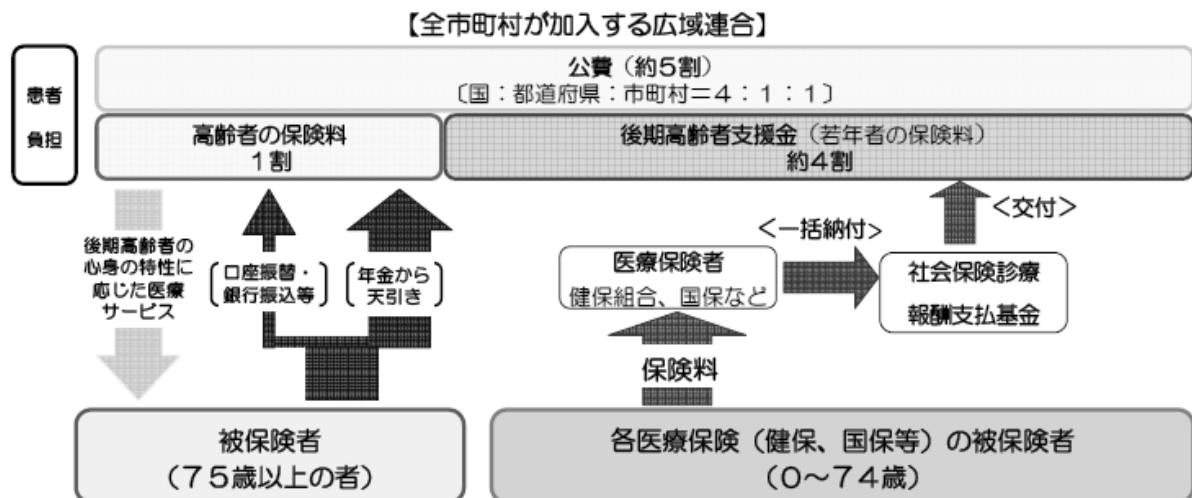
### 後期高齢者医療制度の運営の仕組み(平成20年度)

- 財源構成は、患者負担を除き、公費（約5割）、現役世代からの支援（約4割）のほか、高齢者から広く薄く保険料（1割）を徴収する。
- 現役世代からの支援は、国保（約4,200万人）・被用者保険（約7,100万人）の加入者数に応じた支援とする。

<対象者数> 75歳以上の後期高齢者 約1,300万人

<後期高齢者医療費> 11.4兆円

給付費 10.3兆円 患者負担1.1兆円



(資料：厚生労働省ホームページより)

(3)保険料率

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計である。「均等割額」と所得割率は広域連合ごとに定められており、福岡県内の全区域で保険料率は均一である。平成21年度の「均等割額」「所得割額」「保険料(年額)」は以下ようになる。

均等割額		50,935 円
所得割額	+	[総所得金額等－33万円(基礎控除)] × 9.24% (所得割率)
		保険料(年額)

2. 久留米市後期高齢者医療特別会計

久留米市在住の後期高齢者医療の被保険者の保険料及び運営事務費に関する会計である。

(1)被保険者の加入状況(平成20年度末現在)

31,907人(久留米市人口に占める割合10.52%)

(2)久留米市後期高齢者医療事業特別会計の収支状況

(単位：千円)

項目		年度		
		20年度	21年度	
歳入	保険料	現年度分	2,169,061	2,199,023
		滞納繰越分	0	8,649
		小計	2,169,061	2,207,672
	一般 繰入金	連合事務費	81,066	80,730
		事務費	84,742	76,378
		基盤安定繰入金	552,064	588,463
		小計	717,873	745,571
		繰越金	0	75,918
		その他の収入	456	849
		歳入合計	2,887,389	3,030,010
歳出	総務費	一般管理費	37,087	31,034
		総務管理費	35,383	34,322
		徴収費	12,530	11,403
		小計	85,000	76,759
	連合 納付金	保険料	2,093,325	2,216,881
		事務費	81,066	80,730
		基盤安定	552,064	588,463
		小計	2,726,456	2,886,073
		償還金	16	4,810
		予備費	0	0
	歳出合計	2,811,471	2,967,643	
収支差引		75,918	62,367	

## IX 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

### 1. 概要

母子家庭の母や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している子どもの福祉の増進を図ることを目的とする貸付金である。

都道府県、政令指定都市、中核市が実施主体であり、平成20年4月、中核市移行に伴い、福岡県から事務移譲された。

### 2. 貸付種別・件数

貸付種別	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
修学資金	174 (118)	63,658,819	160 (97)	61,594,528	150 (99)	54,577,182
技能習得資金	6 (3)	2,706,000	8 (4)	3,550,000	12 (4)	4,944,000
修業資金	5 (1)	1,675,000	2 (1)	1,080,000	7 (1)	2,122,000
生活資金	6 (1)	1,903,000	12 (2)	5,386,000	25 (1)	7,357,000
就学支度資金	67	27,143,215	45	16,210,465	54	20,110,000
住宅資金	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	100,000	0	0	1	100,000
転宅資金	0	0	1	159,000	4	563,900
医療介護資金	0	0	0	0	1	200,000
結婚資金	0	0	0	0	0	0
計	259 (123)	97,186,034	228 (104)	87,979,993	254 (105)	89,974,082

〇は継続件数

### 3. 特別会計の構成について

歳出は、主に貸付金と貸付に伴う貸付事務費で構成されている。

財源については次のとおりである。

#### ○貸付金の財源

貸付金の財源として償還金及び前年度の特別会計の決算上の剰余金を充当し、不足分については国からの借入金（無利子）と一般会計からの繰入金で賄う仕組みである。

※国からの借入金：一般会計からの繰入金＝2：1

なお、平成20年度の国からの借入額は41,300千円であり、21年度以降の借入は無いが、この他に、県から事務移譲された際に引き継いだ国への債務442,980千円が存在する。

- ①償還金（元金）収入
- ②前年度の特別会計の剰余金
- ③国からの借入金（2／3）
- ④一般会計からの繰出金（1／3）

#### ○貸付事務費の財源

- ①償還金（利子）・違約金収入
- ②一般会計からの繰出金

◆予算・決算額

《歳入》

(単位:千円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
償還金(元本)			77,822	82,652	80,436	80,469
償還金(利子)			4	109	116	156
一般会計繰入金			27,202	24,194	22,672	1,096
繰越金			0	0	10,000	57,674
違約金			671	1,554	975	2,590
市債			41,300	41,300	32,800	0
市預金利子			1	0	1	0
計			147,000	149,809	147,000	141,985

《歳出》

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
貸付金			140,000	87,980	140,000	89,974
事務費			4,668	4,155	4,668	3,819
予備費他			2,332	0	2,332	0
計	0	0	147,000	92,135	147,000	93,793

注:平成20年4月に福岡県から事務移譲されたので、平成19年度予算額と決算額は確認できなかった。

\*国からの借入金は、①貸付事業を廃止したとき②剰余金の額が、過去3カ年度の貸付実績平均の2倍を超えるときに償還しなければならない。



## 第2 問題点のまとめ

### I 国民健康保険特別会計

#### 1. 国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか

久留米市の現状分析から保険料率改定について複数の案のシミュレーションを行い最終的な判断に至るまで詳細な討議がなされており内容的にも問題のないものであった。

運営協議会の委員の報酬は討議の内容と責任を考慮すると低い水準ではないかと思われる。国民健康保険制度は多くの問題を抱えており今後の運営についても国民健康保険運営協議会の重要性は増してくるものと思われる。報酬の増額も検討すべきと思われる。

#### 2. 保険料が合理的に決定されているか

保険料率の決定については問題はない。

現行の保険料では久留米市国保財政の収支状況が悪化していくことは避けられない。収支状況を改善するには

- ① 保険料を引き上げる。
- ② 収納率を向上させる。
- ③ 保険給付費の支出を抑える。
- ④ 法定外の一般会計繰入を認める。

などの対策が考えられる。

①の保険料の引き上げは既に限界に来ている。

②と③は久留米市で既に取り組んできた事である。

④の法定外の一般会計繰入は、国民健康保険運営協議会においても検討している。久留米市が恵まれた医療環境にあるのであれば、一般会計からの繰入を認める理由の一つにはなるのではないと思われる。

#### 3. 予算が合理的に策定されているか

退職被保険者等に係る調整対象基準額等のように毎期発生する項目について予算の計上が漏れているといった点もある。安定した財政運営を図るためには、更に予算の精度を向上させる必要がある。

#### 4. 賦課業務について

##### (1) 未加入者の把握が適切に行われているか

全国健康保険協会等他の保険者との連携がとられていないために非効率になっている。全国健康保険協会等他の保険者とのデータの受け渡しが可能になるように国に働きかけることが必要である。

これとは別に未加入者の中には、意図的に保険料を支払わず、いざ病気になったときに過年度の保険料を納めて国民健康保険に加入するといったケースも少なからずあるようである。保険料の場合は時効が2年と短いため保険料の支払いは最大で過去の2年分と当年度分の支払ですむことになる。時効が5年と長い国民健康保険税方式への変更も検討してもよいのではないと思われる。

(2) 未申告者の処理が適切に行われているか

久留米市国民健康保険条例第27条では保険料の賦課徴収について必要があると認めるときは、保険料の納付義務者に対して、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他必要と認める事項を申告させることができるとされている。その場合の申告は所定の「久留米市国民健康保険料申告書（第5号様式）」によらなければならないとされている（久留米市健康保険条例施行規則第13条）。

実際には、加入時は均等割納付額のみ計算し、所得割については税システムのデータを使用して納付書を作成し送付している。現状では規則と実際の運用が一致していないため実際の運用を規則に合わせるか、規則を実態に合わせて改正することが望ましい。

未申告対策は未申告世帯、未申告被保険者の減少でも一定の成果を上げていることが認められるが、県の指導の2.0%を上回っている水準にあるため未申告者に対して一層の働きかけが必要である。

(3) 短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか

① 短期被保険者証は、はり・きゅう・マッサージについて給付の制限がある以外は通常の保険証と同様の給付が受けられるため病気になったときに短期被保険者証の発行を受けるといったケースもあると思われるが、そういった場合にも納付の意思が確認できる場合は発行せざるをえない。短期被保険者証の有効期間を現行の3ヶ月よりも短い1ヶ月の期間のものの発行を行うなどの方法で対処することも必要と思われる。

② 短期被保険者証の交付者については健康保険課の担当者が担当地区ごとに紙の台帳を残しており納付誓約書とともに綴じている。一覧性が無いため窓口対応や担当者が代わった場合など時間がかかり非効率になっている。システム化することにより効率を上げる必要がある。

(4) 資格証明書の発行管理が適切に行われているか

資格証明書交付者の状況について経年履歴のわかる形で資料が残されていない。「給付移動記録簿」があるが、新規の対象者のみである。訪問は頻繁に行っており担当者ごとの紙ベースでの記録はあるので、情報の共有化と合理化のためにシステム化し管理する必要がある。

## 5. 収納業務について

### (1) 収納に関する事務内容

#### ア. 収納率向上のための事業（1）

##### ① 口座振替等による納付の促進について

納期限を徒過した被保険者の中で納付指導員による訪問徴収に応じることができるような世帯の場合、その理由が被保険者の納付意識に問題がある場合にはより強く口座振替を勧奨すべきであろう。滞納者の中で納付指導者による訪問により納付した世帯をリストアップし、通常の訪問と異なり集中的に口座振替の勧奨のための訪問を実施することも検討してもよいと考える。

一部の市では国民健康保険加入時に納付方法として口座振替又は集金のいずれかを選択させているケースもある。これにより口座振替の割合が高くなれば収納率の向上を図ることができる。一方で集金の世帯数が増えれば納付指導員等の増員等経費負担が増えることや強制化が可能かどうか等の問題があることから、当該制度は他の自治体の実績や意見聴取等をふ

まえて今後検討すべき課題と考える。

- ② 定期納付分の残高不足による口座振替の再振替については、現在、本振替日後10営業日後に再振替を実施している。この点、偶数月については、最も有効な再振替日は年金振込み日である15日であるが、現状ではその点は考慮されていない。平成24年度に実施予定の新システム導入により技術的に日程等の変更が可能となるよう働きかける必要がある。

分納についても6月以外は口座振替が可能であるが、技術的に再振替ができないことから、この点についても新システムでの導入に際して改善されるべき点である。

- ③ 休日納付相談日の実施については、毎年12月の休日納付相談と年度末と年度始めの日曜日の全庁的な休日窓口開庁が実施されてはいるが、出納閉鎖期間を除く年間10期の納付期限にあわせて休日窓口開庁がなされれば、被保険者による窓口納付や分納誓約、口座振替の申込などが期待できる。被保険者の利便性を考慮すれば、少なくとも年度末と年度始めのみではなく、四半期に一度は休日窓口開庁を行うことが望ましい。今後の検討課題である。

- ④ 夜間納付相談日の実施については、平成24年に新システムに移行した後、定期的に午後7時のシステムの稼働時間を延長することにより、夜間相談窓口を設置することができるように新システムを構築すべきであり、そのように働きかける必要がある。

- ⑤ コンビニ収納については、久留米市では実施されていないが、コンビニ納付は、24時間入金可能で、店舗も多いため納付者の納付機会の拡大効果が大きいと考えられる。実際の導入には入金データの速報値と確定値の対応ができなければならず、現状のシステムでは対応できないでいた。平成24年導入の新システムは、標準でコンビニ収納に対応しているということであり、導入後の実施に向けて業務内容についてさらに検討する必要がある。

コンビニに対する口座振替奨励制度の導入やコンビニ納付が可能となった後の納付指導員の業務内容の再検討など検討事項は少なくない。

- ⑥ 居所不明者の調査については、詳細調査をすれば容易に居所が判明し住所変更等の手続きにより収納が期待できたにもかかわらず、調査が十分ではなく住民票上の住所に居住していないとの証言獲得が安易に行われるのでは収納を基本とする本来の制度からすれば本末転倒である。そのためには納付指導員に対する調査のための具体的要領の作成や指導員に調査内容の具体的報告を求め、客観的判断ができるよう決裁権者も含めた手順の整備をさらに行うべきである。

- ⑦ 高額滞納者に対する対応については、高額滞納者の基準として10万円という基準が適切かどうか、すなわち滞納額順にリストアップした一覧から抽出した高額滞納者の人数が健康保険課において重点的納付指導を実施しうる事務能力の範囲内にあるかどうかを基準となろう。とすれば、高額滞納者の基準を見直す余地がないかどうかについても今後の検討課題である。

現状では、滞納者リストの具体的実績の集計がなされていない。高額滞納者の対策が実効性あるものとするためには、現状調査の実績に基づきその評価と運用の改善を行う必要がある。平成24年の新システムの導入後は高額滞納者リストから他の条件入力ですらに新リストを瞬時に抽出できる機能や滞納者個別情報にシステム上でアクセスできるような機能を新システムに導入すべきである。

#### イ. 収納率向上のための事業（2）—納付指導員について

- ① 納付指導員の多くは契約更新を毎年繰り返し、納付指導員制度導入以来一度も担当地区が

変更されていないのが現状である。長期間同じ地区を担当することにより発生するモチベーションの低下や滞納者とのなれ合い等を防ぐため、今後納付指導員の担当地区の見直しも考慮すべきと考える。また、地区割りは各地区の調定額を参考にしてなされているが、訪問しやすい地理的な効率性も考慮して地区割りを行うことも考慮すべきと考える。

久留米市では納付指導員制度導入からすでに20年を経過しており、今後、指導員制度については上記の問題点もふまつつ他市の状況等調査のうえで民間への業務委託も含めた業務の見直しを図ることも考慮すべき問題点と考える。

- ② より納付指導員の規模を拡大して納付指導員による徴収率を高める必要があるのかという点については、久留米市における経年実績を参考にするのが最も望ましい。久留米市では、これまで約20名の納付指導員を各地区に配分してきたが、現年度一般の滞納率が増加してきている現状や滞納世帯の増加に伴う納付指導員未対応の世帯が少なくないことなどをふまれば、さらに嘱託職員を数名増員して実績と徴収効率を検討する必要があるだろう。また、民間業者との業務委託契約を締結することにより人数や人員配置についても検討させ効率化を図ることも必要な場面もでてくるものとする。

制度の見直しや、納付指導員の徴収効率に対する意識を高めることにより納付指導員1人あたりの徴収効率を高めることができるのかという点については、その目標と実績の比較検討や原因分析等は個別になされていないのが現状である。それらの分析なくして納付指導員にさらなる徴収額の増加を求めるのは難しいであろう。徴収率については担当した各地区の特殊事情もあり、一概に担当の納付指導員の業務の不効率性を問題にするということではできないのであれば地区割りの見直しや担当地区の交代など納付指導員の中での業務内容の平準化を図ることが必要であるとする。

#### ウ. 収納率向上のための事業（3）—国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について

同計画書は、新システムへの導入後の実施を予定している計画以外の具体的な計画に対する年度経過後の検証作業がなされていない。また、目標を記載してあるものの具体的な実施のための方策について定められていない箇所も少なくなく、同計画書の内容が業務に生かされていない。毎年計画書と実績の検証作業を行い、実現達成したものと未達成のものとを峻別し、同計画書を実効性あるものとすべきである。

#### エ. 収納率向上のための事業（4）—平成24年度に予定する新システムの導入について

本件システムの導入による抜本的なシステムの改善は、これまでの事務処理やシステム上の改善をするうえで限られた機会であり、十分に時間をかけて、また関係部署から現場レベルの意見を拾い上げて集約し、予算の範囲内で可能な限り採用すべきと考える。

具体的には、前述した全庁的に新システムについて検討するワーキンググループが十分に機能することが必要であり、現在進行中であることから今後の検討に期待するところである。

#### オ. 収納率向上のための事業（5）—税収納推進課との連携について

市の健康保険課では、税収納推進課にあるような一定条件を抽出して横断的に被保険者の収納状況等のデータを抽出して検討できるようなシステムはない。そして、税収納推進課と健康保険課では両課の技術的なシステムの制約から情報そのものをオンラインで繋ぐことができないのが

現状である。

したがって、健康保険課では滞納者の情報の交換については個々の滞納者毎に税収納推進課に対して照会をかけて情報を入手している。

このような現状は、非常に非効率である。平成24年度に予定する新システムの導入に際しては、複数の条件を設定しても市税の滞納者等の該当者を抽出できるシステムで、その該当者の一覧の情報を瞬時に健康保険課でも入手できるような新たなシステムを導入すべきである。

## (2) 滞納整理事務一般について

### ア. 滞納整理に関する組織と体制について

久留米市では、一般現年度分の収納率が、91.21%→90.47%→90.19%と悪化してきている。また、滞納繰越分については、近年収納率が著しく改善しているという傾向もなく、かつ平成21年度において収納率が9.68%と中核市40市の中で29位と成績の悪いグループに入っている。このように催告書送付、電話や臨戸、差押え等の滞納処分手続を実施すべき世帯数の増加が明らかな状況で組織を再編したとはいえども滞納処分に関わる保険料チームが過年度と同じ17名というのは明らかに人的体制として十分とはいえない。

市の税収と同様に国民健康保険料の滞納整理手続の積極的な実施が財政面から重要な課題になってきている今日の状況において、滞納世帯数の増加による健康保険課の事務量の増大は必然であり、新システムの導入による事務の効率化と併せて人員の増加を含めた抜本的な組織の拡充が必要である。

また、職員の中で新規異動対象者については、収納消し込み及び滞納整理業務の基本的研修を実施するとともに、県主催の滞納整理研修に参加している。強制執行手続を強化する目的から、一名の担当職員が一週間程度の長期間、滞納処分に関する研修に派遣され参加している。

しかし、研修の参加者は少なく、研修時間も滞納整理の実務上の具体的手続を把握するには少なすぎる。今後、人的体制のみではなく、上記の研修のような職員の知識の向上とノウハウ取得等業務内容の質を高めるための対策も検討課題である。

さらに、税収納推進課とは異なり、収納チーム（現保険料チーム）の中で現年度分の滞納整理と過年度分の滞納整理に分けたうえ、それぞれの中でさらに催告や滞納処分等の手続の段階に応じて分類し、その一部を収納チームの担当者が分担して受けもつようなシステムにはなっていない。今後、機動的かつ効率的に滞納整理に関わる手続を進めていくためには収納チーム内の職員間で専門的に担当分担制を進めていく必要がある。そのためには手続に対応した詳細な事務手続き実施要領（マニュアル）の整備も行う必要がある。

### イ. 滞納整理に関するマニュアルの整備について

担当職員に聴取したところ、各手続においてどのような基準で誰が決裁を行うのか明確な規定はなく、担当職員個々の知識と経験に基づいて判断されており、個々の事案に応じて対応している。新しい滞納システム導入後にシステムに応じた滞納整理方針マニュアルを整備する予定であるとの回答を得た。

ある滞納事例について事務処理の判断が区々となれば同様の事例において結論が異なる結果を招いたり、担当職員の恣意的な運用の余地をのこすことになり、納税者の公平を害することとなる。したがって、担当職員の事務処理方針の指標となる明確な基準と決裁権者が盛り込まれたマ

マニュアルが整備されることが望ましい。

久留米市では、健康保険課においてそのような滞納整理に関するマニュアルは未だ整備されておらず、ある程度担当職員の判断に任されており、事案に応じて対応しているとのことである。

したがって、平成24年の新システム導入を機に導入までにはマニュアルの整備も完了すべきであるとする。

#### ウ. 過年度繰越分の滞納者リスト

健康保険課における滞納繰越分に関する滞納者情報は、一つの手書きファイルに管理されている。担当者は、滞納者毎に当該ファイルを閲覧してその事務処理を進めており、横断的にデータを閲覧できないことで、効率性を欠くばかりではなく、滞納者間で取扱を異にする結果となり、問題である。

平成24年の新システム導入を機に滞納繰越分に関するデータ管理・事務処理も可能となるよう働きかけるべきである。

### (3) 滞納整理の具体的手続について

#### ア. 督促状の発送

督促状の封入封緘作業は外部に業務委託しており、その後、健康保険課において基本データ作成後に納付された被保険者分の督促状の抜き取り作業を行っている。この抜き取り作業は、每期毎に職員1名及び臨時職員2名で2～3時間程度の時間をかけて行われているということであった。

すでに納付済みの場合の謝罪を明示してすべての世帯に送付することも可能であるとするが、上記人件費をかけて抜き取り作業を行うか、行わずに送料をかけて送付するかという費用対効果の観点から判断せざるを得ないものとする。今後、検討すべき課題である。

#### イ. 催告書の発送

電話催告等で分納誓約をしたものの分納誓約書が出ていない滞納者に対しても除外の対象となっていることから、その後に分納誓約書が出され分納計画書に従って納付されていれば問題ないが、そうでない場合催告すべき滞納者を催告の対象から除外してしまったままになる可能性がある。

また、催告書Bの送付後、納付がなかった滞納者に電話催告を行い、それでも納付がなかった場合に催告書Cを送付する手続の流れとなっている。2ヶ月連続での催告書の送付の手間と費用を考えると督促状送付後の滞納者に対して一斉に電話催告を行い、その後も未納者に催告書を送付するという方法も考慮の余地があるかも知れない。

#### ウ. 分割納付

久留米市では、分割納付については、分割納付を認めるべき明確な基準が決められておらず、担当者の裁量で決定しており、実際被保険者から分納希望の意思表示があれば容易に分納を認めている現状がある。これでは、誠実に納付している被保険者との公平を害することにもなる。

したがって、平成24年度における新システムの導入に併せて分割納付を認める場合の基準を明確化した分割納付に関するマニュアルを作成すべきものとする。

また、分割納付の管理についても、新システムの中で分割納付の被保険者の分割納付の納付状況等を含めた情報が個別に閲覧管理でき、かつ条件検索によって横断的に閲覧管理できるシステムを構築すべきである。

#### エ. 滞納処分（差押え）

滞納処分強化の方針から、調査件数と差押え件数が大幅に増加したが、専門的な職員を配置し、職員の増員を図れば飛躍的に徴収額の増額が期待できる領域でもある。そのためには職員の増員に加えて職員の研修等の知識と技術の習得の場を整備していく必要がある。差押えの手続が適切になされていくためには、そのような職員の質を高めていく必要がある。

次に、差押え対象財産は、債権や不動産、動産などが考えられるが、現在、久留米市の差押えの対象財産は預金の払戻請求権のみであり、他の債権や動産・不動産に対する差押えは実施されていない。

預金口座の臨場調査によって給与や生命・簡易保険等の存在を把握でき、また訪問調査によって滞納者の生活実態を把握し、差押え可能な動産の把握もできる。特に動産については、久留米市においても市税に関してはすでにインターネット公売の利用を始めており、今後国民健康保険についても検討すべき方策である。

また、平成21年度に実施したように市税及び国税還付金も積極的に差押えの対象とすべきである。

預金以外の差押えは、他の複数の地方公共団体でも実施されており、久留米市でも今後十分実施可能なものであり、積極的にその実施を検討すべきである。

さらに、他の地方公共団体では多重債務者の消費者金融業者への過払い金の返還請求権を差し押さえた例がある。滞納者の中で多重債務者の場合には、消費者金融業者への過払い金の返還請求権を有する場合が少なくないことから納付相談の際にその情報収集を行う運用を確立し、滞納者に対して任意で滞納分への納付誓約を求め、それに応じない場合には差押えの実施を検討すべきである。

#### オ. 不納欠損

平成24年度における新システムの導入によって不納欠損処理に関し時効中断又は停止の情報の管理をシステム上で可能にし、年度末に瞬時に不納欠損処理リストが作成されるようなシステムが構築できることが望ましい。

#### カ. 延滞金

徴収の対象となる延滞金は本来積極的に徴収を行わなければならないものであるが、これについて保険料の滞納額がある被保険者に催告書等に滞納保険料と併せて延滞金の記載をし、差押え通知書等の各種通知書にも延滞金を含めた滞納金の記載がしてあるものの、延滞金のみが残存する案件も含めて延滞金の納付義務に対する意識を働きかける厳しい徴収や督促はなされておらず、今後納税者の納税意欲を高める意味でもその点を厳しく運用していく必要がある。

### 6. 窓口業務（現金収納）が適切に行われているか

- ① 窓口収納分の現金はすべて送達日計表に記載されているが、銀行入金について現金送達票元符について上司の承認が行われていない。

② 4時以降に入金した現金について送達日計表に残高の金額が記載されているが、残高の承認は行われていない。

手続として不正を防止する内部牽制制度が組み込まれていることが必要である。銀行入金時には現金送達票元符に上司の承認印をもらう。又、現金残高については現金残高の金種票を作成し納付書などの資料と一緒に上司または他の担当者に提出し、実際の現金と照合したうえで金種票に承認印をもらう等の手続を経て金庫に保管することが必要である。

## 7. 給付業務について

(1) 第三者行為求償事務が適切に行われているか

① 保険により充当されるものについては入金確認時に調定額と収入額を同時に計上しているが、本来の債権管理からすれば、回収漏れを防ぐために調定額は保険会社への請求額が確定した時点で計上し入金による消し込みを行うべきである。国保連合会に求償行為を委任しており詳細なデータは国保連合会が保有しているため請求額の確定時にデータをもらう等の連携を図る必要がある。

② 分割入金などの未収入額については数年ごとに不納欠損処理を行っているが、伺い書には不納欠損せざるを得ない理由についても詳細に明示することが必要である。

(2) はり・きゅう・マッサージ助成事業が適切に行われているか

受診証交付申請書を閲覧した結果、本来は受付、入力、担当者が別になっているが、受付、入力者が同じであったり、交付印が漏れているケースがあった。もう一度マニュアルを再確認し手続を統一する必要がある。

## II 競輪事業特別会計

1. 開催収支に関する個別的検討

収益改善のための施策について

① ナイター競輪の開催

現在ナイター競輪を実施している競輪場は、函館競輪場、いわき競輪場、松戸競輪場、平塚競輪場、川崎競輪場、京王閣競輪場、四日市競輪場、松山競輪場、小倉競輪場の9か所である。

平成22年12月時点での見込みでは、昼間開催時の電話投票売上が1日あたり850万円程度であるのに対して、ナイター時の電話投票売上は1日あたり8,100万円程度になると想定されている。

ナイター競輪の開催にあたっては、照明設備の費用など新たなコストも発生するため、その効果のほどは、数値をもって検証される必要がある。

② 重勝式車券の発売

新たに発売された重勝式車券は、4重勝2車複（後半4レースの各1,2着を的中させる）、5重勝単勝式（後半5レースの各1着を的中させる）、3重勝単勝式（後半3レースの各1着を的中させる）の3種類である。

重勝式車券の発売は、新たな競輪ファンの獲得策として開始されたが、これもその効果がどれほどあるのかを数値をもって検証される必要がある。



### ③ 選手賞金の見直しについて

出場選手の賞金は、車券の売上高とは関係なく、(社)日本競輪選手会と(社)全国競輪施行者協議会との交渉によってあらかじめ決められていて、下位ランクの選手もかなりの年収を稼ぐことができる仕組みになっている。ここで、開催収支がプラスになる特別競輪や記念競輪の賞金は別として、収支がマイナスになる普通競輪の賞金は減額を検討すべきではないかと考えられる。

### ④ 人件費について

久留米競輪場の基本給の順位は、平成17年度から平成21年度の5年間において、29位若しくは30位であり、金額も各年度の平均額以下になっていることからすると、久留米競輪場の人件費は、単価の観点からは、全国的に見て高いとはいえないであろう。一方、人数の観点からすると、電話投票やインターネット投票の増加により、来場者が減少している状況であるから、平成22年4月現在で146名いる臨時従業員登録者数が妥当なものなのかを検討する必要があると思われる。

また、現在は外部の業者に委託している競輪場の清掃を、車券販売等従業員にまかせることでコストダウンを図ることができないかもあわせて検討する必要があると考える。

## 2. 久留米競輪の今後の方向性について

平成21年度競輪事業特別会計決算を見てみると、一般会計への繰出金1億円を計上した結果、単年度収支は△67,136千円の赤字になっている。この状況が今後も続くと仮定すると、約5.8年後には、同額の一般会計繰出金はできなくなる。この時、市の財政に貢献してきたという競輪事業の存在意義が問われることになる。

平成21年度競輪事業特別会計決算から、一般会計への繰出金がなければ約0.3億円の収入超である。しかしながら、単年度収支がマイナスになり、一般会計から逆に補助金を繰り入れてもらう事態になった場合には、競輪事業からの撤退を検討しなければならない。この場合、久留米競輪場はソフトボール場やゲートボール場等を備えた公園の中にあるため、公園地としての用途は準備されていると考えられる。

ただし、平成21年度開催支出合計の11,044,053千円から、払戻金7,970,829千円、賞金734,135千円およびJKA交付金301,675千円を除くと約20億円になるから、競輪事業は久留米市において約20億円規模の事業活動を行っていると言える。よって、当該競輪事業からの撤退は、約20億円の経済活動の消滅をも意味している。

久留米競輪では、収益改善策として、ナイター競輪及び重勝式車券の発売を開始したばかりである。これらの成功が、久留米競輪の今後の方向性を左右する重要な鍵になるであろう。

したがって、これら収益改善策の効果を、今後も注視し続ける必要があると思われる。

## Ⅲ 中央卸売市場事業特別会計

### 1. 委託料の監査

#### (1) 警備業務委託

当該契約は、管理事務所警備業務は平成18年度、市場警備業務は平成17年度に入札が行なわれ以後は行われておらずT社との随意契約状態となっている。

市場担当者にヒアリングしたところ、地方自治法施行令第167条の17「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で定める契約「機器の設置を伴う施設警備の委託契

約」に該当し、おおむね3年～5年おきに競争入札契約を行っている旨の説明を受けた。しかし、当該契約は警備業務であることから特定の業者にしか履行できないといった専門性はないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当しないと考えられる。昨今の経済情勢を鑑み、複数業者の見積りを取るべきである。

## (2) 施設保守等業務委託

当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定として、随意契約によっている。同規定は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」である場合に随意契約によることができるとされているものである。市場担当者にヒアリングしたところ、製氷機保守点検、活魚水槽保守点検は装置そのものが特殊なため、久留米市近郊には委託業者以外に保守点検を行える業者がないためとの説明を受けたが、空調設備保守点検については空調機器メーカーの保守サービス指定店が久留米市内に1社のみとの事であり、特殊な保守点検技術が必要とは考えにくい。競争入札による業者決定方法が考えられる。

また、当該業務は、業務委託契約金額一覧に見るように全ての委託業務において平成20年度、平成21年度の契約金額が同額である。昨今の経済情勢を鑑み、契約金額の決定が不明確である。

## (3) 有害鳥獣駆除委託

当該契約は久留米市契約事務規則第20条の2-(6)により50万円以下の委託金額の為、随意契約となっている。

市場担当者にヒアリングしたところ平成17年度までは、当該業務を遂行できる業者が福岡に1社しかなかったため、特命の随意契約としていたが、久留米市内に該当する業者があったため、平成18、19年度は2者による見積合わせによる随意契約とし経費節減を図ったところ、従来の業者のような駆除効果が出ず、場内関係者から不満がでたため駆除効果を判断基準に業者選定を行っているとの説明を受けた。毎年複数業者による見積り合せによる契約を行われない。

## 2. その他の一般管理費の監査

### 総務管理費

自治会活動費として毎年600千円の定額が支出されているが算定根拠が不明であり、要綱には「別途定める」とあるが、その規程が存在しない。

## 3. 中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況

中央卸売市場における総取扱高は平成17年度から減少傾向にある。これは、人口がほぼ横ばいであることから久留米市民の消費量が減少した訳ではなく、大手スーパー・産地直売・直送・インターネット販売など生鮮食料品についての物流の変化が起こり販売形態が変わってきていることによるものと思われる。また、中央卸売市場の本来の機能である価格形成機能の中で、せり売りが対象品目の減少や取扱高そのものの減少により構成比率が下がってきている。

このような状況をみると、中央卸売市場の果たす役割が流通事情の変化に伴い変わってきており、市としても今後の在り方について検討する必要がある。

#### 4. 市場の経営改革と今後の方向性の検討

農林水産省の第9次卸売市場整備基本方針では、中央卸売市場の再編基準として4つの指標を掲げる。同方針によると、既存の中央卸売市場であって、3つ以上の指標に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組むものとされている。

青果部では該当項目が、4項目中1項目、水産物部では4項目中2項目に該当している。とくに水産物部では、施設の老朽化による修繕、建替となると公債の発行もさることながら、一般会計繰入金による補填が必要となることも予想される。そうすると水産物部においては、4項目中3項目が該当することとなり、再編を迫られることとなる。基準外の一般会計繰入金の発生を回避するためには、歳入の確保が不可欠となる。久留米市中央卸売市場運営協議会における市場活性化についての議論を具現化するよう努められたい。

#### 5. 地方卸売市場への移行についての検討

中央卸売市場から地方卸売市場へ移行した場合、市場の実情に応じた施策を実施する裁量の幅が広がる。また、国への報告書の作成、業務財務検査の実施及び卸売業者等からの様々な許認可等の業務の削減が可能となる。

しかし、一方では卸売業者等の健全な財務状況に立脚する市場の安定性や取引の公正・公平性等について、十分な注意が必要となる。

これらのことから、地方卸売市場へ移行した市場や、今後、地方卸売市場へ移行する市場の動向並びに移行後の経過等を十分に注視していく必要がある。

#### 6. 競争入札等についての検討

昨今の経済情勢に鑑み、複数業者による見積り合せによる決定を行われたい。

#### 7. 卸売業者単複論についての検討

青果部は単数制になっており、道路網の整備・輸送手段の発達等により市場流通圏はより広域になっている。市場の活性化の為には競争原理の導入を通じ、有用な商品をより豊富に集荷できる可能性を秘めた複数制について考える機会が必要と思われる。

#### 8. 市場の活性化又売上高使用料・施設使用料の検討

売上高使用料は減少しており、市場の取扱高の増加が望まれている。この原因としては、市場外流通が増加し、市場経由率が低下している。大型量販店の増加に伴い売買参加者の減少、さらには、生産者（出荷者）においては、流通経費の削減や配送時間の関係から出荷先を選択する傾向が見られるためである。

消費者においても食に対する多様化の為、需要に変化が見られる。

このような問題に対して、「久留米市中央卸売市場運営協議会」において、市場の活性化（①売上高対策、②市場開放）に対しての答申が出されており、この実行が望まれるのが現状である。

次に施設使用料についてであるが、青果部と水産物部ともにさほどの変化は見られないが、施設使用料の見直しがなされていない。何年置きかには見直す機会が必要と思われる。

又、関連事業者に対しての施設利用料の減少は、関連事業者棟に空き部屋があり、使用料の増加の為には施設を100%使用することが望ましいのは言うまでもないが、この為には入居条件の見直し等も含めて十分に検討すべきと思われる。

さらに、この関連事業者に関しては、一件収入未済額が発生しており、3年に渡り未納になっており、現在行方不明であり、いずれ償却すべき項目になっている。

但し、請求行為は直に話し合いをもうけたり、請求したり、又保証金に関しては相殺されているが、3年間待たないで「久留米市中央卸売市場業務条例第33条」により、早期に許可の取消を行うべきだったと思われる。

## 9. 雑収入（上下水道料・電気料）の検討

上下水道料と電気料については全施設の料金を一旦久留米市中央卸売市場が立替払いを行い、子メーターにより卸売業者・仲卸業者・関連事業者に対して集計し、「指定納付書」を渡し納付してもらう方法を取っている。この事務処理に関しては、煩雑な作業であり一定の作業量が発生しているのが実情である。事務の簡素化・効率化の為には、電力会社から直接対象事業者に対して請求を行ってもらうべきと思われる。

さらに、この立替行為は収入未済者が発生した場合に貸倒れの可能性が多々あり、債権保全の為にも制度をシステムティックに改善すべきと思われる。

## 10. 売上高使用料の算定についての検討

施設使用料の場合には面積の単価の妥当性については別問題としても、使用面積・月額は特定されているが、売上高使用料の場合には、相手方の卸売金額（卸売業者）・販売金額（仲卸売業者）の提出金額で決定されており、チェックの充実を図るべきと思われる。

この為には、現体制（人数も含む）では困難であり、又、第三者機関による監査等の導入により、売上高使用料の正確性・公明性を確保すべきと思われる。

### 11. 企業会計の導入の検討

収支のバランス、又、投下資本の回収（財産管理は別部門）、さらには費用対効果の分析はなされてきたのか。例えば新施設の導入に対して十分な使用料の入手が出来るのか、さらに、備品台帳はあるものの、平成18年12月現在のものであり、以後の動きが不明である。早急に備品台帳を整理することが必要と思われる。又、一部の市場においては市場原理の導入、企業会計の導入がなされており、当市場としても特別会計としての独立した会計単位・システムを検討すべきと思われる。

### 12. 市債の繰入、返済についての検討

市債の元本償還期間と減価償却期間との対応は、期間損益の概念がない為検討されておらず、今後必要と思われる。

## IV 下水道事業特別会計

### 1. 下水道事業の財務分析について

① 収益的収支は、全国29%に比べ41%と非常に高い。その理由は、総収益に占める料金収入が高いこと、また総費用が総収益に対して12%低いことによる。ただし、委託料は職員給与費の減少に伴って増加していることに今後も管理上注意を要する。

- ② 平成19年度から建設費が増加しているが、その財源の多くを地方債に依存しているため、将来の負担を考慮した中長期的な展望が望まれる。
- ③ 全国(-16%)に比べて(-20%)と明らかに資本的収支が低い。これは、収益的収支の黒字に比し、相対的に資本的収支の改善が望まれることを物語っている。

## 2. 下水道接続融資あっせん制度について

下水道接続融資のあっせんを行っているが、借入率が低いままである。また、未接続件数も多い。今後広報を充実するなど適宜対処していく必要がある。

## 3. 不明水対策の実施について

### ① 不明水対策に対する提言

「雨水公費、汚水私費」(昭和36年第一次下水道財政研究委員会提言)

一般的に地下水位が管渠以上に高い地域では、主に老朽化した管渠のヒビ割れ部分や、継ぎ目部分から地下水が浸水することなどが原因で、有収率(有収水量を汚水処理水量で除して得られる割合)が低くなり、処理原価実績に見合う下水道使用料収入を得られないこととなるため、経営悪化要因の一つとなると考えられている。

### ② 不明水の状況の把握に対する意見

汚水処理水量 = 有収水量 + 不明水量

久留米市では、汚水処理量を浄化センター別に流入水量としてトータルで把握しているのみで、処理区域別の不明水量は把握していない。

その理由は、有収水量算定のための処理区域内の水道使用量を区域ごとに把握する必要があること、また、処理汚水量と比較するには、処理区域内の流下汚水量も各区域に流量計を設置し、測定しなければならないことなど、手間暇をかけなくてはならないからである。

本来管渠の改良のためのコストも予算化されているが、現在は古い順番にしか予算化されていない。

本来は久留米市全体の不明水が多いことから出来るだけ早期に解消していくために優先順位を高めていくことが必要である。

したがって、これが本当に有収率悪化の原因であれば、端的に水道料金回収区域ごとに有収率を把握して、不明水量を算出すれば処理区域ごとの不明水対策が可能なはずである。

これをする意味は、より効率的な不明水対策により、維持管理費への基準内繰入の低減につながるとともに、長期的な視点で採算性を確保することである。

### ③ 不明水対策の評価手法に対する意見

現在は、管渠の改修工事前と後で施工区域の流末に流量計を設置し、効果測定をしているが、その効果を、処理場全体の有収率の推移で比較している。

しかし、本来は施工区域での有収率比較が直接の指標となるのではないと思われる。

だが、そのための流量計設置には相当額の費用がかかり、すべての区域でそのような計測を行うと、その費用対効果が期待できず合理的ではないこと、また、現在のやり方で十分有収率の改善が図れていることが解ることから区域ごとの有収率算定は行わなくても特に問題とはしないとの回答

を得たが、はたして疑問である。

汚水処理は、基本的に私費で対応すべき大原則の下では、やはり、市民にも理解できるように工事の効果に客観性を持たせるような仕組みが必要であるものと考えられる。

#### 4. 一般会計繰入金について

繰出し基準は明確にあるが、その運用については若干問題がある。「雨水公費、汚水私費」の原則から、汚水処理は受益者負担すべきであるが、下水道使用料、受益者負担金では対応できない資本費をカバーするものとして一般会計（税金）から繰り出されているのが現状である。平成21年度の繰出し内容をみると、本来受益者が負担すべきものが混在しているものと推察される。したがって、下水道事業の経営を早期に安定化させるためには、長期の財政計画等を策定するなどにより、将来の使用料水準や繰入金が一般会計に与える影響を含め、長期的視野に立った経営効率的な経営に努める必要がある。

#### 5. 下水道使用料・受益者負担金の収入事務及び債権管理について

汚水処理費のうち、使用料により回収されているのは7割強である。使用料が低い水準にとどまり、使用料で負担すべき経費を他会計からの繰入金により賄っている場合は、下水道事業に対する一般会計の負担により市の財政に支障をきたすことがないように、使用料を早急に適切な水準に引き上げる等経営の健全化を図る必要がある。

#### 6. 人件費と委託料について

維持管理業務のうち委託可能なものについては、積極的に民間等へ委託を推進するとともに、市内部の他部門との共同処理や相互協力、普及率の向上に伴い、今後増加が見込まれる下水汚泥の広域・共同処理に取り組むなど、より一層の経費節減を図る必要がある。

#### 7. 浄化センターについて

下水道資源である消化ガスの現在の有効利用率は、中央・南部合わせ総発生量の約39%に留まっており、残る61%は焼却処分（その有効活用は今後の課題）している状況である。

南部浄化センターでは、メーカーと協力し、消化ガス有効利用の実証実験を続けており、消化ガス発電機1台による発電、熱利用、余剰ガス処理などの複数の効果を検証しながら、次年度以降の実施設導入に向け最終的な検討が行われている。実証実験における平成21年度の実績では、年間4,776千円を電気代としてメーカーへ支払っているが、九州電力から購入した場合7,564千円掛かるため、差額の2,788千円を縮減出来ているとともに、消費電力量の18.7%を自前で賄うことができている。また、南部浄化センターの消化ガス有効利用率は63.8%と高くなっている。しかしながら、消化ガスの有効利用は、循環型社会への転換や地球温暖化防止などの観点から有効利用が望ましいものの、設備コストが高いという課題があるため、発電、熱利用、余剰ガス処理などの複数の効果を活かし費用対効果を高くする必要がある。

中央浄化センターにおいては、老朽化し、使用されていない施設が見受けられたので、有効利用も視野に入れて、どうするのか検討していく必要がある。

## 8. 下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について

- ① 下水道事業にあつては、多額の資産を有し中長期的に経営を判断する必要があることから、企業会計原則による損益取引と資本取引を区分し、発生主義による期間損益計算を行い、財務諸表により財政状態および経営成績を表示し、把握することにより、経理内容の明確化と企業経営の健全化を図る必要がある。
- ② 料金水準、人件費等については類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫しつつ、積極的な情報開示に努めることが求められる。
- ③ 総務省においては、処理区域内人口、有収水量密度、及び供用開始後年数の条件で類似するグループごとに経営比較を行うことができるように、「下水道事業経営指標」を作成し、情報提供を行っているので、この活用により経営の課題を把握し、経営の健全化に努めることが可能であると思料する。

## V 介護保険事業特別会計

### 情報セキュリティ対策の検討

ヒアリング等の結果は下記の通りとなっている。

指摘事項①平成22年3月に改善済

指摘事項②全職員に研修がいきわたるように、課長職（初年度1年目）課長補佐級（2年目）主査級（3年目）に実施するように改善。

指摘事項③平成22年2月に台帳作成済

指摘事項④セキュリティ規則の改正済、平成23年4月1日施行予定。

指摘事項⑤セキュリティ自己チェックシートで今年度も実施し、遵守状況に応じて個別指導等の対応を行う予定

上記改善状況について以下の改善を要するものと判断する。

イ. ②の研修に関し改善策では、セキュリティ研修は、上記の通り3年間で全職員の研修を行うようになっているが、原則年間で全職員の研修を行うべきである。また、一般職員及び臨時職員も研修対象に加えるべきである。

#### 改善後の研修計画

全職員に研修がいきわたるように、課長職（初年度1年目）課長補佐級（2年目）主査級（3年目）に実施するように改善。

ロ. ⑤に関し過年度の回収状況が低いため、庁舎内での回答状況の公表を検討すべきである。

## VI 農業集落排水事業特別会計

### 1. 経費回収率の状況

下水道事業については、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入で賄うことが必要であり、独立採算の原則が適用されている。汚水処理費は、一部を除き使用料で回収することが原則とされている。農業集落排水事業については、経費回収率は45%程度が

平成20年度の指標として明らかにされており、久留米市の経費回収率も上記のとおり平成21年度で41.7%と低い状況である。しかし、汚水処理費全額を使用料で賄うとなると著しく高額の使用料設定となり、現実的ではない。また、農業集落排水事業における使用料の設定においては、生活排水を処理して農業排水の水質を保全し、処理水や汚泥を農地に還元して循環利用するという公共的性格を考慮する必要がある。一方、公営企業である以上、適切な使用料の設定により経費回収率を向上させることも必要である。指標が1㎡当たり141円であるのに対し、久留米市の場合、平成21年度は129円であるため、値上げ余地もあるものと思われ、適正な値上げを図り、少なくとも維持管理費は負担できるよう検討すべきである。

## 2. 水洗化率

### (1) 水洗化率の現況

農業集落排水施設の水洗化率は平成21年度で83.7%であり、水洗化可能戸数1,475戸に対して、水洗化を行っていない戸数が240戸とかなりの数になっている。

平成21年度での水洗化率は、供用開始年がともに平成10年度である三明寺―善院地区が89.9%、赤司地区が95.1%と他の地区に比して高い水洗化率であるためか、この5年間で水洗化戸数が三明寺―善院地区が7戸、赤司地区が3戸であり、未水洗化戸数がほとんど減っていないといえるような状況である。

処理区域内の建築物の所有者は、供用開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないとされている（下水道法第11条の3第1項、久留米市農業集落排水処理施設条例）が、実際の水洗化の状況はこれと異なっている。

水洗化率を上昇させることは、下水道施設を最大限に活用することになり、投下資本の早期回収及び経営健全化につながることから出来るだけ早期に100%に近づける方策をとる必要がある。

久留米市では、水洗化促進のために、文書による指導、戸別訪問による指導や未接続理由の調査を行っているとのことであるが、このような指導が行われていても、ここ数年、水洗化の進捗が良くないようである。

水洗化処理に対する住民の理解と協力を得るために、一層の当該指導等の促進のほか、たとえば、区域別の毎年度の達成目標の設定を行うことも手段の一つとして考えられる。下水道法第11条の3第3項では供用開始の日から3年以内に水洗便所に改造しない者に対しては相当の期間を定めて水洗便所に改造すべきことを命令することができることとされている。3年以内の改造義務の周知徹底を図るとともに義務違反者に対する改造命令を行うことも検討すべきといえる。

### (2) 各浄化センターの処理施設の処理人口と水洗化可能戸数に係る人口との関係

設備の処理人口とは浄化設備の処理能力の人口であり、水洗化可能人口とは接続すれば水洗化が可能な人口である。

設備の処理人口に対する水洗化可能人口の割合は、60%台の割合となっており、水洗化可能人口に対し各浄化センターとも30%以上のゆとりのある状況となっている。

農業集落排水処理事業の対象地区は人口密度が低く、一般的に地区以外の者が新たに住人として入ってくることはほとんど無いといえるし、むしろ人口減少が心配される地域といえる。

このような地区の浄化処理施設に30%以上のゆとりの設備が必要か、設置計画の段階で厳密な調査が行われたものと思われるが、それでも疑問である。



これからの農業集落排水事業の実施において留意すべきものと思われる。

### 3. 一般会計繰入金

#### (1) 地方債元利償還金控除後の収支等

元利償還額控除前の収支は、平成19年度を除いて収入超過であるが、これは前年度繰越金が含まれた収支であり、前年度繰越金を収入に計上する前の収支は各年度支出超過である。

これは、使用料収入では維持管理費の全額を負担できる状況にはないことを意味している。

地方債の元利償還金は、毎年度1億円前後で推移し、元利償還金控除後では1億2千万円前後の支出超過である。

一般会計繰入金は、1億1千万円から1億2千万円であり、この繰入額で元利償還金を負担しているとみることができるが、負担後も収支は支出超過であり、繰越金収入後で毎年度2千万円台の収入超過となっている。

一般会計繰入金の繰入根拠は次のように考えられる。

地方財政法第6条は、政令で定める公営企業について、その経理は特別会計を設けてこれを行い、次の経費を除き、経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む）で充当することを規定している。

- (i) その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- (ii) 当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

公共下水道の経費は、上記(i)、(ii)の経費には該当しないと考えられている。

同条但し書は、次のように規定している。

「災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。」

この中の「特別な事由がある場合」とは何かについて法令は規定していないが、総務省自治財政局長からの下水道に係る繰出基準の通知は、これに該当するのではないかと解釈されている。この考えによると、繰出基準に関する通知が規定している金額は公費負担として繰入れることが可能となる。一方、これに該当しないものは、繰入の根拠がないものとなる。

#### (2) 地方債元利償還金の償還財源について

現在、使用者が負担すべき資本費を含めて元利償還金の全額が一般会計繰入金で負担されている。

現状の使用料単価、維持管理費の発生状況では、たとえ水洗化率が100%となったとしても使用料収入で使用料対象資本費を賄うことは難しいと考えられる。

現在の地方債につき、元利償還が終了するまでの元利償還金の合計は、試算の結果、平成23年度以降では17億7千万円であり、この3割を使用料対象資本費とすると、5億3千万円が一般会計繰入金により負担されることになる。

少子化等による税収の不足、財政の悪化が懸念される中、一般会計からの繰出しにより使用料対象資本費の償還資金の負担を続けることは問題である。

現在の未確立の状態にある一般会計繰出金の基準を明確化し、これに基づき公費が負担すべき

経費の適正な算定、不足する償還資金の把握、今後の各家庭の負担能力等を考慮の上、どの程度の使用料の値上げが可能かの検討が避けられないものと思われる。

#### 4. 経費支出

##### (1) 役務費の中の手数料および委託料の内容

使用料による住民の負担をできるだけ軽減させるためには、管理可能なコストとしての手数料や委託料の節減を極力考慮すべきである。節減を進めるために、次のようなことを検討すべきと思われる。

保守点検・清掃業務の随意契約の見積合せにおける予定価格算定において、地区ごとに設計内容や金額が異なっている。中継ポンプの大きさ、処理能力等について北野地区と田主丸地区では同じでないとしても、浄化センターの供用開始年月が遅く、処理能力等も小さい北野地区の方が保守点検・清掃の設計金額が大きくなっている。

汚泥引抜処理の手数料の1 m<sup>3</sup>の単価は、北野地区が田主丸地区よりも1割程度高くなっている。この理由は、建物の構造上、汚泥引抜の作業が煩雑なためとのことである。

北野地区と田主丸地区が旧町として異なった地域特性を持つとしても、可能な限り業務処理方法の統一を図ることや、共同化による委託料等の節減の検討が必要と思われる。

##### (2) 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」との関連について

代替業務委託のためには、それまでのし尿処理業者の業績では資金上の措置が必要と判断される根拠が必要となり、そのためには毎年度の業績等を把握することになる。そして、これらを基に合理化事業計画を作成し、県知事の承認を得ることになる。

久留米市では県知事の承認はとらず、合特法の趣旨に基づき、地域の実情に応じた独自の計画を策定しているとのことである。

随意契約理由の中で、し尿等収集運搬車両を減車することが代替業務の要件的記載がある。これについては、減車した結果、業務量が減少したことに関する調査、どの程度の代替業務が必要か等の把握が必要と考えられる。

久留米市の場合、合併前の旧町で行われていた代替業務としての浄化センターの保守管理業務がそのまま同じ業者に引き継がれているが、随意契約のままでもいいのか等の見直しをすべきであると思われる。

下水道の供用が田主丸地区では平成20年度に、北野地区では平成21年度に開始されており、また、平成27年度から城島・三潞地区で供用開始が予定されているが、これに関し、し尿処理業務の減少による業者の経営への影響等の把握が必要であり、単に売上高減少を補てんするための転業補償をすれば合特法の趣旨に反することになる。

久留米市の場合、し尿処理業者に対して合特法の趣旨に基づく独自の調査を行ってきたとのことであるが、業務量の減少の実態や業者の業務把握を確実にを行うとともに、今後の合理化計画のあり方について再度検証すべきではないかと考えられる。

#### 5. 滞納債権

##### 不納欠損処理について

数年の間支払いが十分でない長期滞納者に対しては、催告書を送付しているが、その効果はほとんど無いといえる状況である。このような使用者に対しては、訪問による納付指導が直接

的指導手段として採用されている。訪問指導は、収納率の向上や適正に納付している他の使用者との公平性の確保等の観点から有効な手段と考えられる。実際の訪問指導の結果については、少額かつ短期間の滞納者に対してはその効果はあるが、長期滞納者からの入金は数件にとどまっている。

訪問指導の結果については指導記録カードに記録されるが、これはその後の滞納者管理の有効な手段として考えられ、これらの使用者に対して十分に活用し、強力に指導することが必要といえる。

以上は、北野地区で採用されている手段であるが、田主丸地区では従来使用料の滞納が無かったため、指導記録カードの作成による管理は行われていないとのことである。しかし、直近の年度では滞納額が発生している状況であるため、その管理のための作成の検討が必要といえる。

使用料の不納欠損につき、欠損処理をした世帯に対して、引き続き使用が継続されている。下水道の場合、水道料金との一括請求であるため、滞納の場合、水道を止めるなどの措置や、法律上の滞納処分が可能であるが、農業集落排水事業使用料の場合、使用を止めることは難しいとのことであり、債権回収のための裁判による手続きしかない状況である。不納欠損が発生しないよう滞納者への訪問指導の徹底、内容証明郵便による督促の採用等により、強力に回収を図るほか、最終の措置として「裁判所への支払督促の申立て」を行うことを検討することも必要と考えられる。

## Ⅶ 特定地域生活排水処理事業特別会計

### 1. 使用料単価と汚水処理原価

#### (1) 使用料の適正化について

特定地域生活排水処理事業も公営企業である以上、適切な使用料の設定により少なくとも維持管理費を負担できるようにするか、あるいは、維持管理費の節減を図ることにより赤字を削減することが必要である。

平成21年度における1基当たりの維持管理費は、人槽の大きさを無視した単純計算ではあるが、月額で5,893円である。使用料がこの金額であれば支出超過を回避できたことになる。他の自治体の合併浄化槽の7人槽の使用料が月額4千円台から5千円台であり、農業集落排水事業の7人世帯の使用料の場合、田主丸地区が5,600円、北野地区が5,700円であることからすると5千円台の使用料が特別高額とは思われない。

#### (2) 維持管理費の節減について

使用料の値上げを検討するとともに、維持管理費の節減を図ることも必要である。

維持管理費の中の施設管理費、特にこの中の委託料は高額である。1基当たりの使用料に対する委託料の割合は、平成21年度は96.9%であり、使用料のほとんどが委託料の支払に充てられている結果となっている。委託料の内容は、合併処理浄化槽の保守点検料及び清掃料である。城島地区では、法人A社が両業務を行っており、随意契約である。

随意契約の理由は次のとおりとされている。

1. 浄化槽の保守点検、清掃及び清掃後の汚泥収集運搬は一連の業務である。浄化槽の維持管理の責任を明確にするためには、保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者で維持

管理することが望ましい。

法人A社は、城島地区において、浄化槽の保守点検、清掃及び汚泥収集運搬のそれぞれの資格を有している唯一の業者であり、保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を連携して効率的かつ安全に遂行する能力を十分に備えている。

2. 法人A社は城島地区において一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥等）収集運搬業の資格を有する唯一の業者であり、浄化槽清掃後に発生する浄化槽汚泥及び一般廃棄物を久留米市清掃津福工場へ搬入できる業者である。

この契約理由の中で「浄化槽の維持管理の責任を明確にするために保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者で維持管理することが望ましい。」とされている。これにつき、實際上、1, 500基に及ぶ浄化槽を抱える地区の年4回の保守点検業務と計画的なローテーションで行われている年1回の清掃及び収集運搬業務を別々の業者に委託した場合、多数の業者間において管理責任の不明確さや各種保守点検と清掃及び運搬の業務日時の不一致により緊密な連携が困難とのことである。

この説明に関し、多数の業者である必要はないし、保守点検業務を行う業者と清掃及び収集運搬業務を行う業者はそれぞれの業務の専門業者として責任をもって業務を行うはずであり、また、業務日時が同じでなければならないのか、各々の業務が緊密な連携なしには成り立たないのか等の疑問が残る。

法的には保守管理業務と清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者が行うことは要求されていない。

保守管理業務に他の業者を参加させるような契約手段（例えば指名競争入札）を採用することによる効果と、同一の業者が両業務を行うことによる効率性等との比較検討も必要ではないかと考えられる。

随意契約の適用に関するガイドラインが中央公共工事契約制度運用連絡協議会から発表されているが、地方自治法施行令第167条の2第1項の運用の場合もこのガイドラインに準拠することができるかとされている。

このガイドラインは三つの随意契約ができる場合を規定しているが、それは次のとおりである。

- ア. 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- イ. 緊急の必要により競争に付することができない場合
- ウ. 競争に付することが不利と認められた場合

このガイドラインによる随意契約ができる場合に該当しないからといって必ずしも随意契約ができないわけではないが、本件が随意契約しかありえないのかどうか検討すべきと思われる。

## 2. 水洗化率

### 市債残高と水洗化戸数、使用料収入との関係

特定地域生活排水処理事業による合併処理浄化槽の設置費については、その3分の1の額が国庫補助であり、残りの3分の2の額から分担金を控除した額が地方債としての市債で賄われることになっている。

市債発行により水洗化が行われる結果、市債残高は毎年前年度より増加している。1戸当たりの市債残高は平成21年度で409千円である。

水洗化戸数の増加は、使用料収入の増加につながる。一方、経費の方は、固定費としての1戸当たりの総務管理費は、少しは減少すると考えられるが、委託料等の施設管理費は比例的に増加することが予想され、現在の状況では営業収支の改善につながらないことになる。この結果、市債の元利償還金は使用料収入では賄えず、一般会計繰入金をその償還財源とせざるを得ないことになる。

個人設置型の合併処理浄化槽使用者の場合、合併処理浄化槽の設置費においては国庫の補助があるが、維持管理費、使用料はすべて所有者個人の負担である。これに対して、市町村設置型の特定地域生活排水処理事業の場合、使用料収入で賄えない維持管理費や使用者が負担すべき部分の支払利息や元金を一般会計繰入金で負担することは、個人設置型の合併処理浄化槽使用者との間で負担額に関する不公平が生じることになる。

以上のことから、使用料の適正な見直し、維持管理費の節減の検討が必要と考えられる。

## 3. 滞納債権

### 不納欠損処理について

不納欠損処理を避けるため、適時に時効中断手続を行うことが必要であるが、その場合でも、債権の消滅を回避できるだけで、入金のないまま使用が継続されることになる。長期の滞納を防ぐため、「浄化槽使用料滞納マニュアル」に則り、強力に回収を図るとともに、法的手段をとることも検討すべきである。

## VIII 後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療制度は平成20年度から実施された制度であり、特別徴収（年金天引き）を原則としていることから現状では比較的高い収納率を維持しているが、久留米市の収納率は平成21年度には低下し県全体の平均を下回っている。特別徴収の推奨や徴収事務の強化により収納率を向上させることが望まれる。

## IX 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

### 1. 償還率の向上

#### (1) 回収業務の民間委託

母子寡婦福祉貸付金の回収業務について、久留米市においては具体的な滞納防止策が講じられているが、回収業務の民間委託については現在実施されていない。民間の債権回収会社に委託をし、一定の成果を挙げている地方公共団体もあるとのことである。また、当久留米市においてもすでに民間委託を実施している部課がある。償還率の向上のために民間委託を早急に検討すべきである。

## (2) 償還率

母子寡婦福祉資金の償還率が低い理由は「福祉」的要素の強い貸付制度であるためであり、全国平均でみても、償還率は30%台である。

平成20年度における久留米市の償還率は母子福祉資金では現年度分で56指定都市・中核市中26番目、過年度分で5番目、全体では28番目、寡婦福祉資金では現年度分で32番目、過年度分で4番目、全体では21番目となっている。

他都市との比較において現年度の償還率の順位が過年度のそれと比較して低いこと、過年度分の償還率は現年度分より極端に低下する傾向にあるので今後の対策として、現年度分の償還に努力する必要があるものと思われる。

## 2. 不納欠損処理

母子福祉資金貸付金台帳を閲覧した結果、長期に償還が遅れている場合も償還は行われているので、時効は中断しているものと考えられる。また、時効期間が経過しても時効の援用がなければ時効は成立しないため、法律上債権は消滅しない。

久留米市においては今日まで一度も不納欠損処理を実施したことがないが、今後も不納欠損処理をしないとすると、滞納債権は毎年増加するためその管理費用等の事務コストがかかることになる。

久留米市の場合、古い滞納債権は昭和55年度調定のものからあり、過年度調定分の占める割合が全体の調定額の6割近くになっている。

以上を考慮すると、滞納債権の不納欠損処理に一定の基準を設けて、適時に欠損処理して過年度分の減額を図ることが望ましい。

## 3. 違約金

母子及び寡婦福祉法施行令第17条に10.75%の違約金について定めている。

調定した違約金に対する収入された違約金の割合は5%程度(任意抽出したサンプルによる割合)とかなり低い。母子寡婦福祉貸付金の性格上当然の結果かもしれないが、違約金のほとんどが無利息の貸付金に対するものであることを考えれば、回収努力が望まれる。

## 4. 諸変更、移動等

久留米市母子寡婦福祉資金事務取扱要領によれば

(1) 住所の変更、継続貸付金を貸付中の者が市外に住所を変更した旨の届けが提出されたときは、貸付中の貸付金については、すみやかに転居先の都道府県等及び借受人等と協議し、貸付の継続の有無について検討するものとする。

(2) 借受人又は保証人が死亡した場合

借受人が死亡したときは、連帯借受人又は相続人に債務継承届を提出するように指導する。連帯借受人又は相続人から債務継承届が提出されない場合においても、債務は連帯借受人又は相続人に継承されるので、償還金の納入通知は連帯借受人又は相続人あてにする。

(3) 連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を立てるか、相続人に債務継承届を提出するように指導する。

と規定されている。

母子福祉資金催告状等対象者(発行者)一覧表により借受人又は保証人が死亡した場合の処理が上記の規定通りに処理されているかを検討した。その結果、母子福祉資金催告状等対象者(発行者)

一覧表、母子福祉資金貸付金台帳に新たな連帯保証人を立てるか、相続人に債務継承届を提出するように指導したのかの記載がないため久留米市がとった処置が不明である。どのような処置をしたのかを明らかにするために記録しておく必要があると思われる。

借受人が死亡した場合でも、連帯借受人又は相続人から債務継承届は必ずしも徴収していないと  
のことである。また連帯保証人が死亡した場合も新たな連帯保証人を立てたり、相続人に債務承継  
届を提出させたりすることは必ずしもしていないようである。できれば新たな保証人を立てること  
が望ましいが、少なくとも債務継承届は提出させるべきである。